

第2回定例会会議録

令和5年 6月 5日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。これより、本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

―――日程第1 一般質問―――

○議長（五味高明君） 日程に従い、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
40	1	池 田 る み	可燃ごみの減量と資源化について
			自転車の安全利用について
			電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の活用について
58	2	中 山 温 夫	御代田町の防災、災害対策について
70	3	黒 岩 旭	消防団組織の運営について
			気象観測装置（POTEKA）の運用について
77	4	山 浦 久 人	御代田写真美術館の事業展開について
			エコールみよた20周年記念事業について
			新型コロナウイルス感染症の5類移行について
85	5	尾 関 充 紗	一貫性のあるまちづくりについて
103	6	山 本 今朝和	町長の選挙公約について
			避難道路について
			御代田町農業振興事業の補助について

通告1番、池田るみ議員の質問を許可します。

池田るみ議員。

(1 1 番 池田るみ君 登壇)

○ 1 1 番 (池田るみ君) 通告番号 1 番、議席番号 1 1 番、池田るみです。

6 月は土砂災害防止月間であります。町では災害に備え、6 月 1 日、学校法人越生学園と西軽井沢区内にある越生学園軽井沢研修センターについて、避難所等として施設利用に関する協定を締結いたしました。その翌日には台風 2 号や前線の影響により県内の南部を中心に大雨となり、2 日の午後 6 時時点で県内の 2 1 市町村で避難所が開設され、3 日には閉鎖が進みましたが、飯田では橋が崩落するなど被害が出ました。これから秋にかけ大雨などによる自然災害が発生しやすい季節であります。私も非常時に持ち出すリュックの中身を今回改めて確認しましたが、日頃から災害に対する準備をして、災害時には早めの防災行動が取れるようにしていきたいと思えます。

それでは、1 点目の可燃ごみの減量と資源化についての質問に入ります。

町はごみの減量化、資源化、分別収集の取組を進めておりますが、近年、人口増加や一人暮らしの世帯の増加、核家族化、高齢化による排出形態やごみ質の変化により可燃ごみの発生量が増加傾向にあり、特に家庭系の可燃ごみが増加しております。

町の第 5 次長期振興計画の後期基本計画のごみ処理、清掃事業の推進では、目指す姿として、リユース、リデュース、リサイクルによる最終処分する廃棄物を減らし、資源循環型社会が形成され、かつ、不法投棄、ポイ捨てのない状態としております。

また、指標では、可燃ごみの排出量を令和元年度の現状、1,558 t から令和 7 年度の目標を 1,654 t としております。この目標値は、過去 6 年間の可燃ごみの増加、107 t からその 1 割を削減した増加量 96 t を現状の 1,558 t に加算をした値となっております。しかし、令和 2 年度、3 年度の決算数によると、令和 2 年度の処理量は 1,665 t、3 年度が 1,735 t と、令和 7 年度の目標値を上回り増加しております。

また、当町の可燃ごみの処理は民間事業者に委託をしておりましたが、佐久市、軽井沢町、立科町、御代田町の 1 市 3 町からなる佐久市・北佐久郡環境施設組合による佐久平クリーンセンターが令和 2 年 1 2 月より本格稼働となり、現在は佐久平

クリーンセンターで焼却処理されております。しかし、本格稼働当初から各市町の可燃ごみの全量を佐久平クリーンセンターでは焼却処理ができないことから、御代田町では、一部の可燃ごみを引き続き、民間事業者へ委託をして処理しております。

そこで、令和4年度の可燃ごみの処理量と、そのうち佐久平クリーンセンターでの処理量、民間事業者へ委託しての処理量はどのようなになっているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

令和4年度の可燃ごみの排出量は1,808.7tです。可燃ごみの処理の現状については、佐久平クリーンセンターで家庭系の可燃ごみと事業系の可燃ごみの一部を処理しています。佐久平クリーンセンターの搬入枠を超過する分の事業系可燃ごみについては、E—S t a g e株式会社で処理しております。

内訳といたしましては、佐久平クリーンセンターで1,443.5t、E—S t a g e株式会社で365.2tとなっております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） やはり令和4年度も増加しているということでありました。

それでは、佐久平クリーンセンターが稼働してから、先ほど4年度はお聞きしましたが、佐久平クリーンセンターと民間事業者へ委託をしての処理量はどのように推移しているかお聞きします。

○議長（五味高明君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

令和3年度の可燃ごみの排出量は1,735.01tで、佐久平クリーンセンター1,428.66t、E—S t a g e株式会社306.35tです。

令和4年度の可燃ごみの排出量は、令和3年度より73.69t増、約1.04倍となっており、うち佐久平クリーンセンターは14.84t増、約1.01倍、E—S t a g e株式会社は58.85t増、約1.2倍となっています。

佐久平クリーンセンターへの搬入量の調整は、E—S t a g e株式会社へ持ち込まれる事業系可燃ごみで調節しています。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 増加した分については、民間委託にしているところにやはり多く出しているという状態が分かりました。

可燃ごみの減量については、一つとして、資源化できるものや不燃物の混入物をなくす取組が必要であります。町では、平成30年8月に無作為に拾い出した可燃ごみ28体、132kgで行った可燃ごみの組成調査での混入物は、雑紙が14.1%、プラ製容器包装7.3%、食品廃棄物0.8%、不燃物0.8%で、中でも雑紙の混入率が高いことが分かりました。その結果から、町では、雑紙分別啓発袋を配付するなど、雑紙を分別し、資源として出す取組に力を入れ、令和元年8月に実施した組成調査では、雑紙の混入率が9%と、平成30年8月と比較すると、5.1%減少しています。

町民建設経済常任委員会では、可燃ごみの減量化について、令和2年4月から令和3年6月までの間、所管事務調査を行い、雑紙の資源化についてアンケート調査を行いました。

このアンケート調査では、委員が直接町民に聞き取り方式を行い、220名から回答を得ました。その中で、「雑紙を資源物として出していますか」の問いに、「はい」と答えられた方が157名の76%で、「時々」が24名で12%、「いいえ」は26名で12%、無回答は13名でした。また、「いいえ」と回答した方に、雑紙を資源物として出さない理由を複数回答可能で聞いたところ、「分け方が分からない」7名で20%、「分別が大変」が11名で31%、「持込みが大変」14名で40%、「その他」3名と無回答が1名でした。

そこで、委員会では、町に雑紙の分別方法を暮らしのカレンダーの冊子から抜粋して1枚の用紙に分かりやすくまとめ、提示のできる分別表を作成することや、雑紙分別啓発袋を定期的に配布することを提言しました。

町は、その後、こちらの分別表、そしてまた、啓発袋を配布いたしました。町民の方からは、「こんなに雑紙として出せるものがあるんですね」、「今まで可燃ごみに出していたものもあるので、分別して資源として出したい」といった声があるなど、分別表を分かりやすく貼っておくこともできるようになり、分別も進んだように思います。分別表や分別啓発袋の効果をどのように捉えているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

令和4年2月10日の文書配布にあわせて、分別表1枚と分別啓発袋3枚の配布を行いました。分別表と分別啓発袋の配布後、雑紙の排出量は増加しています。また、井戸沢一般廃棄物最終処分場でも分別啓発袋を使用して雑紙を出される方が多く見受けられます。

資源物買い取り業者の実績から雑紙の排出量は令和3年度、3万6,612kgでしたが、令和4年度は4万5,689kg、9,077kg増加し、約1.25倍となっています。引き続き、雑紙の分別啓発を図るため、町内の公共施設、エコールみよた、やまゆり体育館、B&G体育館、大林、東原両児童館に分別啓発袋を設置して、町民の皆様にご利用いただくほか、庁舎内のトイレにも設置し、トイレットペーパーの芯等資源化できるものを回収するなどさらなる分別啓発に取り組み、可燃ごみの減量に努めてまいります。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 御代田町には転入をしてこられる方が多いわけですが、転入をしてこられた方には分別表、こちらの分別表、また啓発袋を渡していただいているのでしょうか。

また、今後も定期的に啓発袋の配布を考えられているのかどうかお聞きします。

○議長（五味高明君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

転入者につきましては、異動届を出した方が戸建て住まいか、アパート住まいかを確認の上、戸建ての場合は行政区確認を行い、区への加入を促すチラシと暮らしのカレンダーを手渡し、ごみ捨てについて区長に確認していただくようお伝えしています。ごみ捨てについて詳しい内容の問合せがあった場合は環境衛生係で説明し、ごみ収集カレンダーとごみの分け方、出し方について記載したものをお渡ししております。啓発袋はお渡ししておりません。啓発袋については、今後、転入手続の際に、暮らしのカレンダーとセットでお渡しするように考えたいと思います。

また、啓発袋の今後の配布についてでございますが、今後の残数を見ながら増刷

するなど対応をしてみたいと思います。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 雑紙を資源物として出さない理由に、「持込みが大変」が一番多くなっております。

現在、資源物は、井戸沢処分場に水曜日、土曜日、毎月最終日曜日に直接搬入するか、毎月最終日曜日の朝、各区の公民館に持ち込む必要があります。高齢者など車の運転ができない方からは資源物の持込みが大変という声を伺います。

そこで、雑紙を自宅から近くにある集積場に出すことができれば一番よいと考えますが、収集日の変更などしなければならないなど、課題も多くあると考えます。

軽井沢町では、古紙類については指定場所や資源庫が各地区に設置がされており、随時、持込みができるようになっております。

このようにいつでも持込みができるところが各地区にあることは、高齢者の方でも、仕事をしている若い世代の方でも自分のペースで持ち込むことができ、便利であります。

提言では、雑紙を出しやすくするよう検討することを提案しておりますが、検討はされているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

現在、雑紙の出し方としては、毎月最終日曜日の各区の資源物回収に出す方法と、井戸沢の最終処分場の搬入可能日に持ち込む方法の二通りがあります。雑紙に限らず資源物の回収は収集体制の変更が必要不可欠ですので、近隣市町村や類似自治体のごみの収集体制を参考に、御代田町の実情に合わせた収集方法を考えてまいりたいと思います。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） それでは、ぜひまた検討していただきたいと思います。

町では、剪定木は町内2か所にある貯木場に搬入することができ、必要な町民の方が取りにきて利用しておりますが、草や枝葉類については可燃ごみとして焼却処理をしております。

令和2年11月に町民建設経済常任委員会で視察に行きました下諏訪町では、資

源化できるものは資源化し、燃やすごみの減量化を目的として、剪定枝や草や落ち葉をウッドチップや土壌改良材として資源化して、町民に無料配布しております。

また、この選定枝や落ち葉についても所管事務調査でアンケートを行っており、「剪定枝や落ち葉を可燃ごみとして出しますか」という問いに、「はい」と答えた方は46名の22%、「時々」は20名の9%、「いいえ」は148名の69%でした。そして、「はい」「時々」と答えた方に、「年間、可燃ごみ袋で何袋ぐらい出しますか」との問いには、「10袋未満」が41名の62%、「10袋から20袋」が18名の27%、「20袋以上」が5名の8%で、「分からない」が2名となっております。

また、剪定枝や落ち葉を可燃ごみとして出しているのは、西軽井沢区、平和台区、向原区、栄町区の御代田地域で多くなっています。小沼地域や伍賀地域ではほとんど出す方はいませんでした。

今までごみとして焼却処理をしていた剪定枝や草や落ち葉を今後は資源としてリサイクルすることを提言する中、可燃ごみとして出されている剪定枝や草や落ち葉の量や出されている地域などの現状把握をすることを提案いたしましたが、現状把握はされているのでしょうか。お聞きします。

○議長（五味高明君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

一般廃棄物収集運搬業者からのヒアリングでは、西軽井沢区や平和台区、小田井といった住宅街や別荘が多い地域で、夏は芝や雑草、秋は落ち葉が可燃ごみで排出されています。

佐久平クリーンセンターが稼働して以来、令和2年度までE—S t a g e株式会社にて実施していました組成調査のような細かい調査を行っておりませんので、具体的な数値については把握しておりません。

剪定枝につきましては、対応可能な長さ、直径等に規定はありますが、クリーンヒルこもろに搬入していただくことも可能で、クリーンヒルこもろでは、チップ化して希望者に無料配布しております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 組成調査がされていないということで、現状の量などは分から

ないということでありましたが、今後、組成調査などをする考えはあるのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） 前向きに検討してまいりたいと思います。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 軽井沢町では、民間で町のごみ袋で出されている落ち葉を引き取り、腐葉土にして販売をしている企業があり、5月31日訪問、話を伺ってきました。

その企業では、町のじんかい処理場に持ち込まれた落ち葉のみが入れられたごみ袋を無償で引き取っております。

そして、群馬県の下仁田にある作業場で一つ一つ袋を開け、落ち葉を広場に出し、1か月ほどたったところで選別機にかけ、石や枝などを取り除き、破碎機にかけ細かくしてから、4回場所を移動させながら五、六か月かけて腐葉土としております。東日本大震災後、放射能によるセシウムが問題となりましたが、定期的に検査をしており、現在は問題のない数値になっているということでありました。

また、社長さんからは、「落ち葉はまだ必要です。落ち葉はごみではなく宝です。長野県内に落ち葉の資源化が広まっていてもらいたい」と言われた言葉が大変に印象に残っております。

近隣にこのような民間企業もあります。落ち葉を腐葉土などの資源化、検討いただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

ご紹介ありがとうございます。可燃ごみの減量化に向け、資源化できるものは資源化へと前向きに考えてまいりたいと思います。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 子育てや介護をしていると、紙おむつのごみは毎日数回、多い日では10回近く交換するためかなりの量が出されることになります。

高齢化や紙おむつの性能が上がったことにより使用料が年々増えていて、全国で

の使用済み紙おむつの排出量が子供用と大人用を合わせ、2015年の208.1万tから2030年には244.9万tへと大きく増加する見込みで、一般廃棄物全体の7%まで割合が増えると推計をされております。

現在、使用済みの紙おむつは多くの自治体で燃えるごみとして捨てられ、ごみ焼却施設で燃やされており、当町でも同様であります。しかし、使用済みの紙おむつは水分を多く含んでいるため、燃えにくく、燃料が多く必要となります。また、焼却をすると、地球温暖化の原因となる二酸化炭素が発生してしまうため、紙おむつのごみ問題は環境的に大きな課題があります。

そんな中、環境省は2020年3月に取組事例や関連技術などを紹介した使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインを策定しております。

そのガイドラインでご紹介されている自治体の一つに、福岡県の大木町があります。大木町は、2019年の人口が1万4,208人、高齢化率が27.96%であります。2011年より全国初となる家庭ごみの使用済み紙おむつのリサイクルを開始しており、町内に専用の回収ボックスを59か所に設置。2018年度の実績では、年間約100tを回収し、水溶化処理をして再生パルプとして耐火ボードなどの建築資材に再利用されています。従来の焼却方法に比べ、約4割のCO₂の削減となっております。

当町は本年4月から、やまゆり保育園、雪窓保育園では保護者が持ち帰りをしてきた使用済み紙おむつを保育園での処理が始まっております。今後、増えていくと見込まれている紙おむつの資源化について町の見解をお聞きします。

○議長（五味高明君） 佐藤町民課長。

（町民課長 佐藤聖子君 登壇）

○町民課長（佐藤聖子君） お答えいたします。

現在、紙おむつは汚物を取り除いて可燃ごみで処理しています。

紙おむつの再生利用については、環境省が作成した使用済み紙おむつの再生利用等に関するガイドラインや、リサイクルの事業化に取り組んでいる自治体を参考に研究してまいりたいと思います。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） やはりなかなか町独自だけでは難しい部分もあるかと考えますので、佐久市・北佐久郡環境施設組合や、また、佐久広域などでの検討をしていた

だくのもよいのではないかと考えます。

小園町長の公約の一つに、高齢者のごみ出し支援策の検討とあります。高齢者のみの世帯で車の運転のできない方がごみを出すことに大変に苦勞をされています。町では、町民課の環境衛生係や保健福祉課の地域包括支援センターなどに相談に来られた方には、シルバー人材センターが行っている有料でのごみの回収事業を紹介するなど対応をしていただいておりますが、有料での回収は経済的負担ともなっております。高齢者のごみ出し支援策、検討が進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

私は、50項目からなる公約の一つに、朝のごみ出しが困難な高齢者のためにごみ出しを肩代わりするなどの支援策を検討することを掲げております。高齢化や核家族化が進み、自分でごみ出しができない方々が増えつつあると認識しております。このような皆様をいかに支援していくのかということについて、多くの自治体が模索をしております。当町の場合、年に数件、地域包括支援センターにごみ出しの相談が寄せられております。

その主な内容は、自分で集積場までごみ出しに行けないがどうしたらよいかという相談であります。現在は個別に対応しており、相談者が利用している集積場の地区関係者に支援者が時間外に利用させていただくことをご了承いただき、都合のよい時間に支援者がごみ出しをすることが可能となったケースがあります。

また、相談者が本来利用すべき集積場よりも隣の班の方が利用している集積場のほうが距離的に近く、そこであれば自分でごみ出しができる場合があるとも伺っておりまして、そういったときに地区関係者に利用の許可を頂けたケースもあります。介護保険サービスを利用するほど身体機能は低下していないものの、虚弱により重い物を運ぶことができない高齢者は増えていると思います。

このように介護保険サービスでは賄えない身近な困り事などの支援について、仕組みや支援を整備したり、新たにつくり出すことを目的にした生活支援体制整備事業の中で、地域の多様な団体と話し合う場である協議会でごみ出しについて取り上げた経過がございます。

協議会を取りまとめている生活支援コーディネーターがごみの出し方について実

態把握をした結果を町民課環境衛生係に確認したところ、町内の集積場は同じ区内であっても集積場ごとに開場時間が違っていたり、施錠していなかったり、ルールが様々であるということでもあります。これは、集積場の管理は当該地区で行うものとするという、御代田町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第20条に定められているためです。

このように集積場ごとに違うごみ出しルールがあるため、現状、寄せられる相談には個別に対応しております。

令和3年3月に環境省から出された高齢者のごみ出し支援制度導入の手引によりますと、支援の主な方法を3つ掲げております。

一つ目は、自治体の直接支援や業者委託による支援。

二つ目は、NPO等の地域の支援団体に対して補助金等で支援する仕組み。

三つ目は、地域の住民同士が助け合うボランティアで支援する仕組みがあります。

人口規模が大きくなるほど、一つ目に紹介した自治体の直接支援型の割合が増加し、人口規模5万人未満では、3つ目の地域の住民同士が助け合うボランティア型の割合が多くなっているようであります。

地域の住民同士が助け合うボランティア型を実施している福井県福井市では、地域の元気な高齢者が在宅高齢者に対して生活支援活動を行った場合に、1回の活動につきシール1枚、これは10ポイントと換算されるそうで、それは10円と同じ価値があるとされているそうですけれども、それが付与されまして、年間5,000円を上限として活動付与金を交付するという事業があります。自宅のごみ出しのついでに利用世帯のごみも一緒に排出することができ、高齢者の介護予防の意味合いも大きいとのことでもあります。

当町の場合、利用者の自宅から処分施設までの搬入を支援団体が担う場合は、支援団体の継続性や廃棄物収集運搬業の許可が必要になるなど、様々な課題に対応する必要があります。高齢者がごみ捨てをできなくなるリスクは、不衛生な環境から病気を発症したり、火災のおそれ、地域との孤立などが考えられます。

ごみ出し支援に関しましては、関係課や外部の機関、地域の声など多方面と協議、連携し、柔軟なルールで高齢者が住みよいまちづくりを目指してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） ぜひとも早い検討をお願いしたいと思います。

では、1点目の質問は終了とさせていただきます、2点目の自転車の安全利用についての質問に入らせていただきます。

5月11日から20日までの春の全国交通安全運動では、自転車の交通ルール遵守を重点に掲げ、4月1日に施行の改正道路交通法により全年齢で努力義務となったヘルメットの着用の周知も進められました。交通事故の全体の数は年々減少する中、自転車事故は2020年から微増となっています。

警察庁によると、2022年に起きた交通事故は30万839件で、自転車関連が6万9,985件の約2割を占め、統計がある2003年以降で最多を更新しています。

また、2018年から2022年の5年間、5年分を分析したところ、自転車事故中に亡くなられたり、重傷を負ったりした児童生徒数を月ごとに5年分を統計したところ、1月の302人から入学シーズンに当たる4月の458人、そして最多となる6月は591人と右肩上がりが増加しており、4月から通学で使い始め慣れた時期に運転がおろそかになっている可能性があるとしています。

また、事故で亡くなった人の約8割、けがをした人の約6割がルール違反をしているということであり、自転車事故から命を守るためにはルールを守り、安全運転をすることが大切です。

県は、令和5年3月に第2次長野県自転車活用推進計画、令和5年度から令和9年度までが策定されており、第4章の自転車の活用の推進のため講ずべき施策の具体化に向けた取組には、学校における交通安全教育の充実とあります。小中学校における自転車運転講習や指導がどのように行われているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 阿部教育次長。

（教育次長 阿部晃彦君 登壇）

○教育次長（阿部晃彦君） お答えいたします。

長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例第4条におきまして、自転車を運転する者は、道路交通法及び自転車関係法令を遵守するとともに、道路における通行に配慮するよう努めるとされております。

また、同条例第8条では、学校長は、児童生徒が自転車を安全に利用することが

できるよう必要な教育に努めるとされております。小中学校では、毎年、学校教育計画の中に安全教育を重要な教育として位置づけて、様々な活動を実施しております。

自転車に関してということで、まず北小学校ですが、昨年度交通安全教室で3、4年生は自身の自転車を実際に使用して、校庭で乗り方についての確認指導を、5、6年生につきましては、より実践に近い形となるよう学校外に出て、交通安全協会の方から指導を受けています。しかし、自身の自転車を学校に持ってくることにより通学中に乗ってしまうおそれや事故の危険が伴うため、様々な配慮が必要となるという課題が保護者や先生方から上げられました。

これを受けまして、今年度5月11日に交通安全教室を実施しておりますが、自身の自転車を使っての实地訓練は行わず、警察官により自転車における交通ルールと安全な運転方法についての指導をしていただきました。また、年に2回、児童と保護者が一緒に自転車の点検ができるよう各家庭に自転車安全カードを配付して、修理や調整の実施、日頃の自転車の扱い方について振り返られるように、学校、学年日より等をお願いすることとしております。

次に、南小学校ですが、既に自身の自転車は使用はしておりません。昨年度ですが、3年生から6年生を対象として、校庭でヘルメットの着用を含む自転車のルールと具体的な自転車点検、また、安全な乗り方について、ポイントを絞って指導をしました。

今年度ですが、5月8日に交通安全教室を実施しましたが、当日強風であったことから、体育館にて長野県交通安全教育支援センターによる交通安全ビデオ、また、ダミー人形を用いた衝撃実験の視聴と交通安全についての講義を行いました。また、日頃から自転車に乗るときのヘルメットの着用や、各家庭で責任を持って自転車点検を行っていただくよう呼びかけるとしております。

中学校ですが、毎年年度当初、こちらは4月、自転車許可者を対象に自転車の整備、施錠確認、ヘルメット着用の指導を行い、安全対策の徹底を図っています。自転車許可者は、自宅から学校までの通学距離が3 km以上の生徒が対象となります。

安全意識に欠ける行為があった場合は、個別に指導を行った上で家庭連絡をして、1週間の自転車通学停止などの措置を取っております。

また、安全な乗り方についての呼びかけは、生徒会、安全委員会の活動に位置づ

けており、許可ステッカー、ヘルメット、ブレーキ、施錠についての生徒自身による点検活動を行っています。

今年度よりヘルメット着用が全世代において努力義務化されたところではありますが、小中学校では、毎年、ヘルメットの着用を含む自転車運転の安全対策指導を行ってきておりますので、今後も引き続き、実施してまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 新年度を中心に指導をしていただいているようではございますけれども、今月6月というのは、やはり自転車通学や学校生活にも慣れる、慣れてきまして、運転がおろそかになるような時期ということで、一番亡くなられたり、重傷を負う児童生徒が多くなるということでもあります。安全運転を心がけていただけるよう声をかけるなど、指導をしていただきたいと思います。

4月1日に施行された改正道路交通法では、自転車事故から利用者の安全を守るため、ヘルメットの着用の努力義務がこれまでの13歳未満の子供を対象にから、年齢を問わず自転車に乗る全ての人となりました。

2022年に全国で起きた自転車に乗った人の交通事故で死傷者の着用率は9.9%で、世代別では、小学生が25%、中学生が39.1%、高校生が7.5%と下がり、65歳以上が3.6%となっています。また、死亡者の約6割が頭部を損傷し、ヘルメットをかぶっていない人の致死率は着用者の約2.6倍となっています。このような数値からも、自転車事故から命を守るためにはヘルメットの着用が大切であります。

全年齢のヘルメットの着用の努力義務となってから、町でも高齢者の方など、ヘルメットを着用して自転車を運転する姿も見ることが増えてまいりましたが、着用していない方もいらっしゃいます。ヘルメットを着用しないことにより罰則はありませんけれども、安全面からはヘルメットの着用の必要性は大きいと考えます。町では、全年齢のヘルメットの着用が努力義務となったことの周知や、啓発活動はどのように行われているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

道路交通法の改正により、これまで児童や幼児が自転車に乗る際、ヘルメットの着用が努力義務とされていましたが、自転車に頻繁に乗り始める中学、高校生の年代の事故率が突出して高かったことなどから、本年4月から自転車に乗る人全てに努力義務が課せられました。

遵守事項は、自転車の運動は乗車用ヘルメットをかぶるよう努めなければならないこと。自転車の運転者は、他人当該自転車に乗車させるときは、当該他人に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないこと。児童または幼児を保護する責任にある者は、児童または幼児が自転車を運転するとき、当該児童または幼児に乗車用ヘルメットをかぶらせるよう努めなければならないこととなっております。

これまでヘルメット着用の啓発活動につきましては、交通安全協会の発行物を回覧する広報を行いました。町として積極的な広報ができていないのが現状でございます。

今後、できるだけ早期のうちに町民の皆さんの目に留まりやすいよう広報やまゆりへの掲載など、より啓発に努めてまいります。

また、特に自転車に乗る機会が多いと思われる児童生徒の皆さんへの周知、啓発方法についても、効果的な方法を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 自転車利用者のヘルメット着用を促進し、重大事故を未然に防止するため、自転車用ヘルメットの購入に係る経費に対し補助金を交付する自治体があります。近隣では、佐久市が令和4年4月からヘルメットの購入費用の補助を行っております。

対象となるヘルメットは、SGマーク等の安全基準を満たす新品の自転車用のヘルメットで、補助額は購入費用の2分の1で、上限は4,000円となっており、1人1回となっております。ヘルメット着用の促進へ、ヘルメットの購入費用の補助の考えをお聞きします。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

警察庁の資料によりますと、交通事故全体に占める自転車の構成比率は、2018年の18.2%から2021年は22.8%と増加傾向にあります。自転車の事故件数も全国で6万9,694件となっており、前年比2,021件増加しているという状況です。

令和3年の統計では、自転車事故の死亡、重傷事故の相手は76%が自動車となっています。こうした事故では、自転車側はその78%が安全不確認や一時停止違反などの法令違反があったとのことをごさいます。

また、平成30年から令和3年に発生した自転車事故では、負傷者のけがの部位で見ると、頭部は11%とそれほど高い割合とはなっていませんが、死亡者に限定しますと、損傷部位として最も多いのが頭部であり、その割合が58%となっているという状況であります。交通ルールを守ること、自転車のヘルメットを着用することで、安全性が高まるものと考えております。

ヘルメットの購入補助につきましては、これまで実施する計画はありませんでした。今回の質問でのヘルメットの着用の重要性を再認識いたしましたので、近隣の状況や全国的な着用率などを踏まえて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 佐久市では昨年6月に28万円、そして12月に12万円の増額補正予算を組むなど、想定以上の補助金の申込みがあったということでもあります。また、ヘルメットの着用が努力義務になってから、補助を行う自治体が増えてきているようであります。自転車を運転する町民の皆さんの安全のためにも、ぜひ検討をしていただきたいと考えております。

2件目の質問は以上で、3件目の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の活用についての質問に入らせていただきます。

政府は3月28日の閣議において、2022年の新型コロナウイルス物価高騰対策予備費から2兆2,226億円を支出すると決めました。そのうち、地方自治体が地域の事情に応じて物価高騰対策を講じられる、地方創生臨時交付金の電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金については、1兆2,000億円を積み増すこととされ、このうち5,000億円は低所得世帯支援枠に、残りの7,000億円は、エネルギー・食料品価格等の物価高騰を受けた生活者や事業者に対し支援を

行う事業について、都道府県と市町村に交付されます。

また、効果的と考えられる推奨事業メニューが提示されているということでありませんが、メニューにはどのようなものがあるのか。また、当町に割り振られた交付金はどのようにになっているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、国や県の施策ではカバーしきれない地域の実情に応じた取組の財源に充てながら、有効活用することが求められています。

今回の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金、こちらの活用につきましては、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情にあわせて必要な支援を行う事業として、推奨事業メニューが8つ内閣府から示されております。

推奨事業メニューの1つ目が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援。2つ目が、エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て支援。3つ目が、消費下支えを通じた生活者支援。4つ目は、省エネ家電等への買換え促進による生活者支援。5つ目は、医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援。6つ目は、農林水産業における物価高騰対策支援。7つ目は、中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援。8つ目が、地域公共交通や地域観光業等に対する支援。

以上の8つとなっております。

次に、現段階での当町における地方創生臨時交付金の交付額ですが、推奨事業メニュー分として5,029万9,000円、低所得世帯支援枠分として3,558万1,000円、合計8,588万円が交付額として示されております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰による電気・ガス料金の上昇は、日本の経済社会に広範な影響を与えております。

国では2023年1月の使用分から、電気料や都市ガス料金の負担緩和策を開始しておりますが、LPガスについては流通形態が複雑で、国全体としての取組が困

難なことから、各自治体において、電力・ガス・食品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、L Pガス料金高騰対策を講ずるよう、地方創生臨時交付金のL Pガス料金上昇抑制に向けたさらなる活用の事務連絡が令和5年3月29日に発出されており、御代田町にも通知が来ていると思います。

公明党御代田支部は4月10日、小園町長へ、物価高騰から町民生活と事業活動を守る要望書を提出いたしました。その要望書の要望項目の一つに、L Pガス利用者の負担軽減策を挙げております。また、公明党長野県議団では、L Pガス料金値上げ抑制対策は、市町村独自の制度設計は困難であることから、長野県として行ってほしいとの申入れを阿部知事に行っております。

御代田町では、L Pガス利用者の負担軽減策について、考えられていることがあるのかどうかお聞きします。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

（産業経済課長 金井英明君 登壇）

○産業経済課長（金井英明君） お答えいたします。

現在、国では、ガソリンなどの燃料代や電気料金、都市ガス料金の価格高騰に対する負担軽減措置として、燃料元売事業者や電気、都市ガス小売事業者に補助金を交付し、小売価格の高騰を抑制する対策が実施されております。

また、L Pガス料金の上昇抑制に向けた支援が地方創生臨時交付金に盛り込まれたことから、現在、長野県では、L Pガス料金上昇の影響を受ける県内一般家庭の負担軽減について検討がされております。

先ほどの企画財政課長の答弁でもありましたとおり、地方創生臨時交付金は、国や県の施策ではカバーしきれない地方の実情に応じた取組を実施することになっているため、当町としては、町内の事業者と農業者の経営の安定と事業の継続を支援することとし、前年事業収入に応じた給付金の支給を実施したいと考えております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 5月19日の阿部知事の会見でも、物価高騰対策については、6月の補正予算に向けて市町村と役割分担をしながら、L Pガスの利用者負担の軽減についても県として検討しているということでありました。県での検討が進むことに期待をしたいと思います。

次に、低所得世帯支援についてですが、低所得世帯支援枠は、物価高騰の負担感

の大きい低所得世帯への負担軽減を図る事業へ、自治体の裁量で対象者、支給方法、給付金額、基準日を設定ができます。

また、推奨事業と組み合わせて、プレミアム商品券やマイナポイントで配付するなど、支援の方法は地域の事情に応じて決めることができるようになっております。

当町は、低所得世帯への支援策はどのように考えているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えします。

低所得世帯に対する支援として、国では、コロナ禍において、原油価格・物価高騰などに直面する支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が直接的に及ぶ事業をコロナ対応地方創生臨時交付金の対象としております。

当町では、国から示されたとおり、令和5年度分の住民税非課税世帯1世帯につき3万円を給付するため、今回の補正予算に交付金を財源とした予算を計上しております。

なお、対象世帯は、各地方公共団体が低所得世帯支援枠を活用して実施した事業における支援世帯のうち、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯の数を限度額算定に用いるものとされておりますが、住民税課税者の被扶養者のみからなる世帯においても、地方公共団体の整理次第で交付金限度額算定の対象世帯になり得るとの考えが示されていることから、これらに準じた対応をするべく、今回の補正予算にあわせて計上をしております。

また、地域の実情に応じて、支援対象に含める低所得世帯を判断するよう、国からQ&Aで示されており、例えば、家計急変により、住民税非課税世帯に相当すると考えられる世帯を支援対象に含められることが考えられます。

現時点においては検討中でありますから、詳細についてはちょっとお答えできませんが、こちらについても、コロナ対応地方創生臨時交付金を活用した有効的な支援をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 昨年の低所得世帯への支援では、やはり家計急変世帯も対象になっておりまして、聞いたところ申請もあったと伺っております。ぜひ、家計急変世帯も対象にしていただきたいと思いますと考えております。

また、昨日も町民の方より問合せがありました。こちらの低所得世帯への支援、いつ始まるのかということでもあります。申請や給付はいつ頃から始める予定と考えているのか、分かりましたらお願いいたします。

○議長（五味高明君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えします。

現在検討中ございまして、開始の時期についてはまだ決定しておりません。

○議長（五味高明君） 池田議員に申し上げます。制限時間が近づいていますのでまとめてください。池田るみ議員。

○11番（池田るみ君） 早めの検討をしていただき、給付ができるようお願いしたいと思います。

電気やガスをはじめ、物価高騰が続き、日々の生活が大変であります。限られた予算であることから、県との連携の下、多くの方に支援が届くように、また、給付金の申請・給付作業がスムーズに行っていただけることをお願いをいたしまして、私の質問の全てを終了といたします。

○議長（五味高明君） 以上で、通告1番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午前10時59分）

（休 憩）

（午前11時09分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告2番、中山温夫議員の質問を許可します。

中山温夫議員。

（7番 中山温夫君 登壇）

○7番（中山温夫君） 通告2番、議席番号7番の中山温夫です。町の防災、災害対策についてお聞きいたします。

先ほど池田議員のほうから、6月の土砂災害の防止月間の関係、それから、先週金曜日、台風2号の影響の関係での災害については、もう発表していただきましたので、割愛させていただきます。いずれにしても、災害が発生しやすい時期となっています。

先日、ある雑誌に目を通していましたら、平成28年から平成30年の9月までに災害救助法が適用された14の災害で、約3年余りで410余りの市町村が災害救助法の適用を受けていたことには、まず驚いた次第です。

災害時の減災を考えると、平時からの備えが大事であるということは昔から指摘されているところです。

平時からの地域づくりや災害に対する意識づくりは、いざというときに命を救う教訓として昔から伝えられてきているところです。

令和2年には、西日本を中心とした7月の大雨により、各地で水害が発生、熊本県・球磨川沿いの特別養護老人ホームの入居者14名が犠牲となりました。

令和元年には、9月の台風15号、10月の台風19号で、千葉県、長野県を中心に大きな被害が発生しています。

当町にも大きな爪痕を残した台風19号では、7か所の避難所が開設され、警戒レベル3が一部地域に発動されました。また、停電を含め、町道等の路肩の崩壊、用水路の越水・破損、河川の破損等も発生し、災害救助法が適用となりました。

また、平成30年は、西日本豪雨により、岡山県や広島県を中心に甚大な災害が発生しています。

このように毎年大きな災害があり、いつ起こるか分からない、どこで災害が起きてもおかしくない、こういう現象だからこそ、備えが必要ではないかと思えます。

そこで、まず、防災訓練についてお伺いします。

昨年8月28日に実施されました町の防災訓練は、新型コロナウイルス感染症を考慮することを前提としたため、最小限の規模で実施となりました。

そこで、令和5年度の町防災訓練は、どのような想定の下で実施していくと考えているのかお聞きします。

町防災訓練は、隔年において町が主催の年、また、消防団が主催の年というように実施していると思いますが、消防団においても、町においても、責任者は町長であるため、それぞれが隔年ごとに主催するという方式を改め、防災会議などで論点を整理し、また、区や自衛消防隊などの意見を取り入れながら、統一性を図り、実施していくことが肝要と考えるが、いかがでしょうか。

そして、消防団が主催する訓練は、あくまでも消防団員の訓練であるという認識ですので、町の防災訓練とは意味合いが違うのではないかと思います。いかがで

しょうか。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

防災訓練については、今年度は職員間や災害協定先との個別の手順を重視して行いたいと考えております。具体的な内容の検討については、今後進めていく予定となっております。

防災会議は、現状、2年に一度の地域防災計画の改定のときに開催しております。委員の約半分は役場職員であるため、訓練の反省等を基に論点を整理し、当該計画案の作成や実施マニュアルに活かしていきたいと考えております。

町民の意見を取り入れるという視点では、防災会議をはじめ、区長の皆さんや地域での防災訓練で話をしながら、計画や実際の対応に活かしていきたいと考えております。

また、現状では、町主催の総合防災訓練、消防団主催の火災防御訓練を隔年で実施してきております。ご指摘のとおり、総合防災訓練は、消防団の訓練とは違いますので、二つの訓練をどのように進めていくのかについて、消防課と協議してまいりたいと考えております。

○議長（五味高明君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 災害基本法では、避難行動の実効性を高めるため、法律やガイドラインが整いつつあるようです。例えば、水平避難に加えて、急激な大雨に対して垂直避難の指示や、避難時における要配慮者、高齢者や障害者、乳幼児、その他の配慮を要する方々の支援者名簿の作成が義務づけられました。また、ガイドラインにおいては、避難勧告などの伝達マニュアルなども作成されています。

避難のための法律やガイドラインなど、結構外堀は埋まりつつある中で、今後、どのように継続的あるいは経常的に防災啓発や防災訓練の事業を展開していくと考えているのかお聞きいたします。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

町民全体への周知は、広報や総合防災訓練などで一般的に実施するほか、地域の

防災訓練や勉強会など、自分事として捉えていただくための取組を最大限支援していきたいと思います。

昨年度、北佐久郡の3町と県の現地機関で組織しております北佐久郡行政連絡協議会で、山梨県の山梨県立防災安全センターに視察研修に行っていました。

センターでの研修内容が非常によかったことから、今年度、行政連絡協議会で防災安全センターの職員の方を講師に招き、講演会を開催する予定としており、区長さんをはじめ、区の役員の皆さんに参加していただきたいと、このように考えております。

このように、防災に関して専門的な知識を持った方のお話を聞いてもらうことも重要であると考えているところです。

以上です。

○議長（五味高明君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 実践プラス座学というのは非常に重要だと思います。ぜひ実践していただければというふうに思います。

今後、日本の社会では、高齢者の増加、核家族化の進行により、家庭内の生活基盤も弱まり、地域のコミュニティも脆弱化していくと考えられています。東日本大震災のような大規模な災害ではなくても、災害により受ける影響は大きいものになると考えられます。平時にできないことは有事にもできないという教訓を忘れずに、実効性のある防災訓練の実施に向けてご検討いただきたいと思います。

次に、自主防災組織についてお聞きいたします。

まずは、平成26年11月22日午後10時頃に、長野県北部を震源とするマグニチュード6.7、震源の深さが4.6kmと、非常に浅い地震が発生いたしました。この地震で白馬村は震度5を記録し、多くの家屋が倒壊してしまいました。住宅の被害は、全壊42、大規模半壊12、半壊20で、被害の大きかった地域は、白馬村を流れる姫川の東側に集中しており、倒壊した家屋の状況から見ると、局地的には震度7程度の揺れがあったのではないとも言われています。

消防団の活動のみならず、地区の自主防災組織が平常時からこの地域に住む方の把握に努め、特に障害者や高齢者、一人暮らしなどの要配慮世帯を「災害時住民支え合いマップ」という地図に落とし、有事の際、誰が安否確認をするかを事前に決めていました。個人の情報の保護が難しい昨今ではありますが、この地区は、こと

防災に限らず、日頃から自らの住む地域は自らが守るという考え方の下、大災害にもかかわらず、一人も犠牲者を出さないという結果が得られました。当時の新聞報道では「白馬村の奇跡」と報じられていたと記憶しています。

公助には限界がある中、自助・共助の強化が今後さらに必要で、自主防災組織の強化などを通じて自助・共助の強化を図る環境が必要ではないかと思えます。

それでは、まず、御代田町における自主防災組織の組織数、団員数はどのような状況になっているのか。また、近年、組織数や団員数は増加傾向なのか、または減少傾向なのか、それらの実態、そして、平常時での活動の内容についてお伺いいたします。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

町内の自主防災組織は、現状、町内20区のうち10区で結成をされております。そのうち1区につきましては、自衛消防隊という名称になっております。

各組織の団員数は、届出時点に基づきますと、144人となっております。その後、調査等は実施されておきませんので、現状把握している数字としますと144人となっているところでございます。

平成29年度から令和元年度頃に、各区で自主防災組織が結成されましたが、令和3年度以降の新規結成はない状況であります。ハザードマップで危険な地区の範囲が少ない地区では結成していないという傾向にあるかと思えます。

平常時は、予防や被害抑止に比重を置いた活動が中心となります。具体的には、自主防災組織で役割や連絡網を整理し、区民に対して災害に対する備えを呼びかけ、防災に対する意識向上を図ることや災害を想定した防災訓練などを実施しております。

また、災害時には、安否確認やパトロールといったことが行われますが、各地区がどこまでやっているか、できるかという調査をしていないのが現状でございます。

本年度から地区の防災訓練も再開されてきましたので、職員も一緒に参加しながら、情報共有・実態把握をする中で連携してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（五味高明君） 中山温夫議員。

○ 7 番（中山温夫君） それでは、次に、町は自主防災組織へどのような支援や連携を行っているのか伺いたいと思います。

○ 議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○ 総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

町としての支援でございますが、自主防災組織の資機材購入費用及び活動費の補助をしております。具体例としましては、防災倉庫の設置や防災訓練用看板などのハード整備に対し、補助率 2 分の 1、上限 20 万円の補助金を用意しております。また、活動補助としての活動費の補助として、訓練の際の会議費や消耗品費、講演会の費用などといったものに補助率 100%、上限 2 万円の制度を用意しております。

毎年開催されております長野県主催の自主防災組織リーダー研修会に、自主防災組織役員の皆様にご参加いただいております。この研修会は、防災に関する知識や技能の習得、役割に対する自覚を高めていただき、地域における自主防災組織の活性化や組織づくりを推進できる人材の養成を目的としているところでございます。

以上です。

○ 議長（五味高明君） 中山温夫議員。

○ 7 番（中山温夫君） いずれにしても、自主防災組織は市町村との連携が最も重要な位置づけになると思います。ハード面だけではなく、ソフト面でも連携を密にし、いざというときでも、普段から顔をあわせている地域や近隣の人々が集まって、互いに協力し合いながら防災活動に組織的に取り組むことができるように支援していただきたいと考えます。

続いて、一般避難所、福祉避難所についてお伺いいたします。

先ほど述べましたが、2019年の台風19号において、御代田町においても、公設避難所と区の判断で開設いたしました自主避難所をあわせて7か所が開設されました。避難者数は自主避難を含めて110名余りだったようです。

そこで、避難所運営についてお聞きいたします。

自然災害によって自宅での生活が困難になった場合、被災者は避難所で生活することになります。実は、この避難所の開設時期は、災害発生後から7日間が基本のようです。しかし、実際には、災害の収束後も自宅に戻ることができず、何か月も

の間、避難所での生活を強られる人が少なくありません。

避難所では、限られたスペースと設備で多くの人が生活をするため、プライバシーや快適さに制限が生じ、騒音や臭いでストレスが生じたり、感染症リスクが高まる可能性や、十分な食料の供給やバランスの取れた食事などが取れず、身体面だけでなく、心理的不安や恐怖などで大きなストレスとなり、二次災害として入院を余儀なくされたり、体調を崩して亡くなられるというケースもあるようです。

長野県では、台風19号の災害を教訓として、衛生面、トイレ、シャワー、栄養、食事、睡眠など、避難所での生活の質の向上に力を入れています。避難所は、様々な方たちが利用していくため、様々な方々に配慮した対策が必要と思われま

す。町としても、避難所生活を強られるような場合、生活面に関しての避難所運営マニュアル的なものが必要と思いますが、いかがでしょうか。

折しも、第1次男女共同参画計画の重点項目8にありますよう、平常時から防災に関する政策・方針に女性の視点を取り入れ、様々な方に配慮した防災政策の一つとして、この避難所運営マニュアルなどの作成に携わっていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

運営マニュアルにつきましては、避難所開設キットというものがあり、そこに標準の手順書が含まれているところでございます。

生活面に関してという点については、訓練などを通して課題を出し、改善をしていきたいと思っております。

女性の視点につきましては、男女共同参画計画にあるよう、女性の視点を入れやすいよう、防災会議の委員に役場職員部分で女性の登用を増やしました。

今後も、さらに女性の登用を増やす中で、防災訓練の振り返りのときに女性の視点からの意見を取り入れることで、実践と振り返りを繰り返してマニュアルの更新も続けていければと考えているところでございます。

○議長（五味高明君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 続いて、福祉避難所についてお聞きいたします。

現在、町の福祉避難所は、ハートピアみよたとやまゆり共同作業所、大林・東原

児童館となっています。

福祉避難所は、原則として、耐震・耐火、鉄筋構造を備え、要配慮者の利用に適したバリアフリー化されている施設で、生活相談員などの確保が容易である施設となっています。

具体的には、特別養護老人ホームなどの高齢者福祉施設や障害者支援施設ですが、町内には、医療法人や社会福祉法人、広域連合などが運営している高齢者施設がありますが、指定の福祉避難所になっていません。なぜ、それら施設が指定福祉避難所になっていないのかお伺いいたします。

夜間の避難や激しい風雨の避難も考えられます。自宅に近いところで利用できたり、また、デイサービスやショートステイなど、いつも利用している施設で避難できる福祉避難所が必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

高齢者福祉施設等につきましては、特に入所型の施設は、人員基準等の施設の基準や施設側の体制として受入れ可能であるかなど、留意する点が多々あると考えます。

過去に、町内通所型施設と協定について話合いが持たれましたが、途中で立ち消えてしまったこともあったようです。

いずれにしましても、相手があることですので、福祉避難所として指定するのがよいのか、また、災害協定がよいのかを含め、可能性を探りながら働きかけをしていければと考えます。

以上です。

○議長（五味高明君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 選択の幅として、ここしかないというよりも、幾つかあったほうが選択の幅はよろしいのかなというふうに思います。ぜひとも検討していただければと思います。

災害関連死の原因として最も多いのは、一般避難所における生活の肉体的・精神的疲労であると、東日本大震災における災害関連死に関する報告書で復興庁が報告しています。こういう困難を少しでも解消する仕組みとして福祉避難所があります。

福祉避難所の多くは二次避難所という位置づけであり、一般避難所の避難者をスクリーニングなどで振り分けて、必要な人が福祉避難所へ移動する仕組みになっているようです。

そこで、自宅から直接、福祉避難所へ避難することができないかと検討を始めている市町村もあるようですが、御代田町はいかがお考えでしょうか。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

福祉避難所は、議員がおっしゃるように、避難指示を発令した段階で開設できていることが望ましく、直接避難が望ましいものということではあります。しかし、おっしゃるように、キャパシティーの問題もあるため、具体的な避難の計画が重要であると考えております。

例えば、高齢の要支援者というと、ハートピアみよたが対象となりますが、現時点では、まず、個別避難計画を作成した要支援者について、直接避難を想定する中で準備を進めております。

もちろん、個別避難計画を策定しない方を受け入れないわけではありませんが、先ほど申し上げたとおり、キャパシティーの問題もあり、特に事前に情報がない場合、程度の判断をどうするかという課題もあるため、要支援者といっても、一般の避難所に対応せざるを得ないようなケースも出てくるのではないのでしょうか。

安全な身内の家でできる限り対応していただくということも視野に入れないと対応し切れないかもしれません。こういった点を個別避難計画策定時や打合せ、訓練等を通して、できる限り対応できるよう、仕組み・体制づくりに努めてまいりたいと考えます。

以上です。

○議長（五味高明君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） それでは、次に、今、総務課長のほうからも話がありました個別避難計画について伺っていきたいと思います。

近年の災害では、高齢者や障害者らが逃げ遅れて亡くなるほか、避難生活で苦境に陥り、多数の関連死が発生しています。また、住宅だけでなく、福祉施設さえも被災し、高齢者が亡くなる事例が相次いでいます。

2021年度の災害対策基本法改正により、個別避難計画が市町村の努力義務とされました。在宅で生活している方の避難計画については、当然、自治会や民生委員の参加は必要で、さらに、福祉サービス利用者は福祉専門職にも参加いただき、利用していない方には町の地域包括支援センターなどの参加が必要と考えます。

そういった中で、個々の計画づくりの作成過程はどのようなステップを踏んで作成されているのか伺います。そして、現在、町の在宅で生活している要配慮者の個別避難計画全体の進捗はどのような状況なのでしょう。あわせてお伺いいたします。

○議長（五味高明君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えします。

国では、市町村に対し、避難行動要支援者のうち、避難支援の優先度の高い方について、令和3年度からおおむね5年程度で個別避難計画を作成するよう、努力義務化をしております。

当町につきましては、土砂災害警戒区域等の中で、さらに危険度が高いと考えられます塩野区の一部、豊昇区、それと面替区の要支援者のうち、優先度の高い方々、具体的には要介護3から5の方、身体障害者手帳1級から4級の視覚障害、聴覚障害及び1級から3級の肢体不自由に該当する方、療育手帳Aに該当する方、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方で、当時の数字で避難行動要支援者名簿登録者187名のうち30名の方が対象となり、個別訪問を実施しまして、同意を得られた6名の方について、令和3年12月に個別避難計画を作成したところでございます。

現在は、施設入所された方などがいらっしゃいますので、4名の方が対象となっております。これらの皆さんにつきましては、町から警戒レベル3「高齢者等避難」以上を発出し、町が避難所を開設した場合、支援者と避難先へ避難できるかどうかを確認し、できなければ、町社会福祉協議会と避難先への移送について検討を行うということとなります。

なお、避難行動要支援者名簿に登録をされている人数は、本年1月1日現在、全町で1,211名がおり、その対象の要件は、65歳以上の1人で構成する世帯に属している方、75歳以上のみで構成される世帯に属している方、要介護1から5の方、身体障害者手帳1級から4級の視覚障害、聴覚障害及び1級から3級の肢

体不自由に該当する方、療育手帳Aに該当する方、精神障害者保健福祉手帳1級に該当する方、保健福祉サービスを利用している難病患者の方となっております。

今後は、土砂災害警戒区域などの指定が多いような危険度の高い地区を精査し、総務課とも協議をしながら、個別避難計画作成の対象範囲の拡大について検討をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 個別避難計画は、役所内だけの情報で作成できる名簿に比べ、実際に職員が家庭を訪問したり、地域の住民にも協力してもらう必要があることから、人手も時間もはるかにかかります。町とすれば、当然、もちろん個別計画を作成したほうがよいことは分かっていますが、法的位置づけが弱いため、優先順位が下がりがやすく、また、個別計画の策定や避難行動支援を地域住民の善意に頼らざるを得ないという点も大きいと思います。もちろん、避難行動を実際に支援していただける方は、近所に住んでいて短時間で駆けつけられる地域住民が望ましいと思いますが、地域住民にとっても、日常の付き合いが少ない要支援者であれば、計画策定のきっかけもなければ、その方との信頼関係も薄い、そして、要支援者の生活実態も分からなければ、病気の有無も分からない、それでいて、近所、隣近所、地域に、災害時に命を守る役割を負ってくれというのはやはり負担感が重く、そして大きいと感じると思います。また、市町村にとっても、そういった状況はなかなかお願いしづらいのではないのでしょうか。

それでは、高齢者や障害のある人はどうすればよいのでしょうか。この高齢者や障害者等の個別避難計画が実効性を伴うためには、単に計画書づくりだけを目的とするのではなく、計画完成に至るまでの過程で、自治会や民生委員などの地域の関係者や福祉などの専門職と当事者がお互いを知り、意見を交わし、関係をつくることも大きな目的だと思います。

高齢者人口の増加や核家族化の進行、また、ここ数年の間、コロナ禍により、なお一層の人間関係や社会関係が希薄な今だからこそ、実行していかなければならない事業と考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（五味高明君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えします。

個別避難計画作成の対象となります避難行動要支援者の方につきましては、毎年1月1日を基準日として名簿の更新をしております。

先ほどお答えさせていただきましたとおり、要支援者の方々には様々な要件の方がおられまして、それぞれ状況も異なっております。

要支援者のうち、優先度の高い方から個別避難計画は作成をしておりますが、災害発生時、家族などの支援者がなく、要支援者の皆様の避難が必要な場合、地域の皆様の支援、共助が必要となります。それには、当然なことではありますが、効果的な計画としていくためにも、個別避難計画について、地区の皆様ですとか民生委員の皆様など、関係する皆様にご理解を頂くとともに、必要に応じてご意見をお伺いしながら、個別避難計画に反映していくことが必要になると考えております。

また、個別避難計画が作成されていない方で地域の支援を必要とする方をみんなで支え合う、助け合うための意識を高めていくということも必要だというふうに考えております。

個別避難計画の作成のみならず、災害発生時の全ての皆さんの避難の実効性を高めるためにも、地域の皆様の助け合いの意識づけも図れるよう、総務課とも協議をしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 中山温夫議員。

○7番（中山温夫君） 災害対策基本法における個別避難計画書の作成目的は、計画作成の件数の多さという問題だけではなく、災害により多くの命や暮らしが失われないようにするため、被災地での教訓が活かされるよう、平時から地域の中で支え合う仕組みづくりを行うことに意義があるのではないかと思います。

災害はめったに起きないものではなくて、頻繁に発生し、そのたびに命を脅かすものという意識を持つことが重要と考えます。

全国的に大きな災害が発生している中で、早めに適切な判断や行動を取って助かったという成功例も少なくない状況のようです。うまくいった事例をお手本とし、実効性のある個別支援計画や避難訓練行動を強化していただきたいと考えます。

以上で終了いたします。

○議長（五味高明君） 以上で、通告2番、中山温夫議員の通告の全てを終了します。

昼食のため、休憩します。午後は1時30分より再開します。

(午前 11時50分)

(休憩)

(午後 1時30分)

○議長(五味高明君) 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行します。

なお、気温がだいぶ上がってきていますので、随時、上着を脱ぐことを許可します。

通告3番、黒岩 旭議員の質問を許可します。

黒岩 旭議員。

(5番 黒岩 旭君 登壇)

○5番(黒岩 旭君) 通告番号3番、議席番号5番、黒岩 旭です。

今回の一般質問は、第5次御代田町長期振興計画(後期基本計画)、第1章、人と自然が共生し安全で快適なまちづくり、第3節、生命財産の保全の中から消防体制の強化、災害への備えの充実関連で2件質問いたします。

最初に、消防団組織の運営についてです。

令和5年5月28日、午後1時から、第48回御代田町消防ポンプ操法大会が庁舎駐車場にて4年ぶりに全分団、総勢171名が参加し開催されました。この大会に向け消防団員は本業を持ちながら朝に夜に操作訓練を重ね、技術の向上に励み、3年のブランクを感じさせないすばらしいポンプ操法を披露してくれました。

ポンプ操法大会に向け努力いただいた団員の皆様、ご協力いただいたご家族の皆様に感謝するとともに、町の防災体制の強化には消防団組織の維持が必要不可欠であると実感しました。

消防団は地域密着で消防活動や防災活動を行い、火災が起きた際、いち早く現場に駆けつけることができるのは地域住民による組織だからこそ、そして多くの人を持つ消防団の活動イメージもここにあると思っています。

その活動範囲は火災現場だけではなく、地震や台風、近年増加している豪雨災害などの被災地では、救助活動や負傷者の応急処置、避難誘導、警戒巡視など幅広い役割を担っています。

また、活動は非常時だけではなく日常で起こる行方不明者の捜索など、初動の迅速さにおいても地域住民からなる消防団の存在は心強く、消防団の存在意義は何と

言っても地理的に地域を熟知している点や地域の住民とのつながりの中で生まれる情報網に大きなメリットがあると考えています。

しかし、何より人々の生活の安全を守る地域防災の担い手としての役割が期待される中、少子高齢化やサラリーマン団員の増加など社会情勢の変化により団員を確保するのが難しくなってきたことが大きな課題となっています。

地域における災害に強い安全なまちづくりのためにも消防団員の待遇改善を含め消防団員を確保し、消防団組織の充実、強化をしていくことが必要です。

昨年、令和4年4月より御代田町は消防団員の待遇改善として年額報酬額の引上げを行い、出動報酬とともに団員個人へ直接支給する見直しを実施しましたが、支給事務処理の負担は増大していると想定されます。

支給事務処理の仕組みを含め、確実に個人に支払う事務処理は透明性を図ることができているのかを聞かせてください。

○議長（五味高明君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） では、お答えいたします。

消防団員の報酬につきましては、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例により定められております年額報酬と、災害、訓練、会議、行事等に出勤した際の出動報酬がございます。これらの報酬につきましては昨年度から個人支給となり、団員個人の金融機関口座へ町から直接振込となっております。

出動報酬につきましては、半期で集計し年2回の支払いとしております。支払いまでの手順といたしまして、昨年度までは事案ごと分団長から出動団員の氏名を紙ベースで報告していただき、事務局にてエクセル表に個人ごとに入力を行い、出動報酬額を算出いたします。その後、町財務会計システムの外部データ取り込みファイルを作成し、システムへファイルを取り込むことにより支出命令票の作成及び支払いとなっております。

本年7月から消防団業務システムとしてオクレンジャーの機能を拡大したシステムの導入を予定しております。各団員自身が出動の有無等を入力し分団長の確認及び承認がなされた後に事務局にて集計し、その後は同様の支払い手順となります。

このシステムの導入により団員個人及び分団長が出動履歴を確認することができ、支払われた報酬との照合ができるようになりますので透明性は確保されると考えて

おります。

○議長（五味高明君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） 確実な事務処理がされていること、さらに負担軽減を目的にシステム導入を現在進めていることで理解をいたしました。

報酬基準については、消防庁長官より令和4年3月23日に非常勤消防団員の報酬等の基準及び非常勤消防団員の報酬等の基準に関わる留意点についての一部改正についてという通知が各都道府県知事宛てに送られています。

その中で、出動報酬の額、災害に関する出動については1日当たり8,000円を標準とする、災害以外の出動については市町村において出動の態様や業務の負荷、活動時間等を勘案し、標準額と均衡の取れた額になるよう定めると一定の基準が示されています。

当町は消防団員確保に向けた待遇改善として、団員の訓練、災害時の出動報酬の改善はどう考えているのかを聞かせてください。

○議長（五味高明君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） お答えいたします。

団員の訓練、災害に対します出動報酬でございますが、現在は種別に関係なく1日1回1,000円となっております。

令和3年度の消防庁長官通知に基づき、昨年度から年額報酬につきましては大幅な増額となっております。出動報酬につきましても団員の処遇改善を図るために基準が示されており、増額をしたいと考えております。

額についてですが、先ほど黒岩議員が申されたとおり8,000円の標準額とありますが、こちらは1日最大の標準額と考えております。災害以外の出動に対しましては、その様態や負荷、活動時間を勘案した額を定めることとされておりますので、先ほどの災害出動とは別に考える必要があると思っております。

現在、近隣市町の動向の調査や出動内容の精査を行っておりますので、今年度のできるだけ早い時期に素地ができるよう、条例改正を含めた準備を進めているところでございます。

○議長（五味高明君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） 今、答弁いただいた内容で進めていると理解いたしました。

個人支給の事務処理は、出動態様、個人、時間の組合せとなり、さらに複雑になりますので、導入を計画しているシステムで対応するなど確実な処理が効率よくできるよう進めてください。

さて、昨年、令和4年4月10日時点の消防団員数は241名と認識しております。その後、広報やまゆりでの分団紹介、団員募集の掲載を始め、広報活動の幅を広げていることも理解していますが、昨年1年間の団員確保に向けた取組の総括と効果、本年度4月時点での団員数を聞かせてください。

○議長（五味高明君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） お答えをいたします。

団員数の減少につきましては全国的な問題となっており、火災対応に限らず大規模災害時の対応につきまして消防力の低下が危惧されております。

通常は分団長以上幹部の任期終了により退団者が多くなる状況がありますが、昨年度は任期途中ではあるものの幹部の複数名の退団や一般団員においても退団者が多数おりました。

団員の勧誘につきましては、新型コロナウイルス感染拡大前は団員により町及び区の行事やスポーツ大会等での声かけ、近隣への移住者や職場関係者等へのお誘い等を行ってまいりましたが、新型コロナウイルスの影響で様々な行事が中止となり、対面での勧誘ができない状況が続いておりました。

そのため、団員の確保に向けた取組としまして、町広報紙への消防団の紹介記事の掲載を皮切りに各分団の紹介を毎月掲載しております。

また、消防団員募集の横幕を作成して各分団へ配付し詰所へ掲示するとともに、積載車へ団員募集のマグネットを貼付し火災予防広報を行っております。また、消防委員会委員の方から全議員の皆様に対しまして協力依頼も行っております。

新型コロナウイルスの感染状況が落ち着いてきたため、各分団の対面による勧誘も始まりつつあり、若干の新入団員がいる状態でありますので、本年4月1日時点での団員数は235名で、昨年度当初と比較しまして6名の減少でとどまっている現状であります。

○議長（五味高明君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） 本年、令和5年4月1日時点で235名、前年比6名減ということですが、今年度末には消防团组织幹部の任期を迎えると伺っており、退団者による団員数の減少が懸念されます。そんな状況も考慮し、本年、令和5年度の団員増に向けた取組を聞かせてください。

○議長（五味高明君） 古越消防課長。

（消防課長 古越淳司君 登壇）

○消防課長（古越淳司君） お答えいたします。

今年度も引き続き広報紙での分団紹介や消防団の活動報告の掲載、またSNSの活用による情報発信、団員が対面による勧誘をしやすくするためのチラシやリーフレット等の作製、町や各種団体の主催イベントにおいて幹部やラッパ隊による勧誘活動、また消防団活動をよく知っておられるOBの皆様や入団適齢の住民の状況を知っておられる区長の皆様への協力依頼等を行っていきたくと考えております。

いずれにしましても、団長以下現役消防団員自身が消防団の必要性を理解し一丸となって取り組むことが必要であると考えますので、団員教育や災害対応に必要な訓練も団員の負担増としない範囲で実施しつつ、理解の得られる消防団となるよう幹部とともに方策を検討してまいります。

○議長（五味高明君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） 今、答弁ありましたように今後の消防団の理解促進及び団員確保の一層の推進のための普及啓発活動に期待し、次の質問に入ります。

次の質問は、気象観測装置（POTEKA）の運用についてです。

最初に、現在、町内で気象観測装置が3か所設置されていますが、導入した目的を聞かせてください。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

気象観測装置（POTEKA）は、気温、湿度、気圧、風速、1時間雨量、連続雨量などの12項目について観測し閲覧できるシステムとなっており、令和4年度から導入をいたしました。目的は、災害想定や訓練、避難指示の判断などに役立てるためでございます。

導入前は役場庁舎に設置した雨量計1か所のみで町内の雨量を計測しておりまし

た。気象観測装置（P O T E K A）は、特に土砂災害等で懸念される地点ということで浅間山付近と森泉山と湯川付近の2か所に設置をしたもので、具体的にはサンライン沿いの普賢山落の信号付近にある塩野配水池と豊昇地区の豊昇園に隣接する町有地となっております。

導入した装置ではデータをリアルタイムでインターネット上で見るができます。専用端末が不要なくパソコンやスマートフォンなどの複数の端末で見ることのできるため、情報共有が容易になるというメリットがあり、気象庁の情報などを見比べながら状況判断するという点で役立っております。また、データが蓄積できますので振り返りのためのデータとして活用をしているところでございます。

○議長（五味高明君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） 答弁にもありましたが、町内で雨量等を計測する装置は役場に設置している既存の気象装置1か所のみでしたが、令和4年に2か所設置された気象観測装置（P O T E K A）は、天気や気温、雨量、風向き、湿度など様々な気象データをリアルタイムで確認でき、アプリを使えばP Cやスマートフォンで観測データを確認できる利便性の高いものと言えます。

一例ですが、令和4年3月に清万区自主防災組織で作製した防災マップでは、1時間の雨量が30ミリ、連続雨量が120ミリに達したときが自主避難の目安とされています。さらに計量カップで計測とありますが実勢では難しい適用ではないかと思っております。

現在は、最も近い小沼地区に設置されている気象観測装置（P O T E K A）の観測値を関係者がどこにいても全員同時に状況を把握できるよう、スマホアプリをダウンロードし基準値の設定で警報アラーム機能を活用しています。

今後、地域ごとに災害への備えの充実として自主避難の目安としている雨量は適正なのか、小沼地区に設置した気象観測装置の観測値を避難の目安としてもいいのかなど、自主防災としても見直しをしていかなければいけないと考えています。

その際、過去データの解析も必要となり、町民が情報を知りたい場合があります。しかし、現在はデータを提供できる仕組みがありません。例えばスマホアプリに過去の観測データが誰でもいつでも閲覧できる機能を追加できるのか、あるいは観測データは別の仕組みが提供することができるのかなど、今後、蓄積データの公開も必要になると考えています。

町は、日々蓄積される気象観測データを誰がどのように管理、保管し、今後、どのように活用していこうと考えているのかを聞かせてください。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

POTEKAのシステム内には設置当初からのデータが保存されていますが、このデータを閲覧することはできないこととなっております。

総務課情報係では、このシステムから1日ごと、1時間ごとの雨量、気温、風速、最大瞬間風速などのデータを一月ごとにまとめたエクセルデータを役場内の共有サーバーにおいて保管をしております。

昨年は避難を指示するような大雨はなかったわけですが、例えば7月28日に夕立があり畑の土手が飛ぶといったことがありました。このときの塩野での雨量は1時間当たり37.5ミリ、豊昇では12.5ミリでありました。

ちなみに2019年10月の東日本台風では、総雨量は約300ミリで、11日の午後3時30分から13日の午前2時まで約1日半降り続いており、1時間当たり10ミリ以上の雨が半日程度続いたところがあります。また、30ミリ程度の雨も1時間ほど降っている状況があります。

このときの被害などで主なものは、住家被害が一部損壊1戸、非住家被害、農業用のパイプハウス全壊が1棟、店舗半壊が1戸、別荘一部損壊2戸、店舗床上浸水2戸、フェンス一部損壊2戸、倒木による停電が2,600戸、損害額は2億8,300万円ほどとなっております。このときの避難者は100人ということになっております。

このような情報を蓄積することで、先ほど申し上げたとおり気象庁の情報などと見比べ、避難指示を出すタイミングなどの状況判断に活用してまいります。また、先ほど申し上げたとおり気象観測装置（POTEKA）のシステムでは、これまで蓄積してきたデータを閲覧することができないため、まとめたデータにつきましては、これまでと同様に月1度程度の更新をしながらホームページ等で公開していくことも進めていければと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） 気象データの蓄積は大変貴重なデータになります。確実なデータの管理、保管、必要データの提供などの仕組みづくりなど適切な対応をお願いしたいと思っております。

最後になりますが、現在、気象観測装置は2種類ありますが、町の防災体制の整備、観測データの蓄積、利便性を考慮しても気象観測装置はPOTEKAに早期に統一するべきだと考えています。町は気象観測装置を統一する考えはあるのかを聞かせてください。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） お答えをいたします。

気象観測装置の機器につきましては統一したほうが効果的であると認識しております。一方で、役場設置の観測装置につきましては平成30年3月に完成した新庁舎建設に当たり新設したもので、まだ使える状態であります。更新時期を見極めながら少々お時間を頂くようなことになろうかと思っておりますが、同一システムでの更新について検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 黒岩 旭議員。

○5番（黒岩 旭君） 今回の答弁の内容で町内の気象観測装置はPOTEKAに統一する方向で進めていただけるということで理解をいたしました。

以上で、私の一般質問の全てを終わりにします。

○議長（五味高明君） 以上で、通告3番、黒岩 旭議員の通告の全てを終了します。

次に、通告4番、山浦久人議員の質問を許可します。

山浦久人議員。

（8番 山浦久人君 登壇）

○8番（山浦久人君） 通告4番、議席番号8番、山浦久人です。

まず、最初に御代田写真美術館の事業展開についてお伺いします。

7月15日から9月3日までのMMoPの現状と今後の展開について、どのような計画かお伺いします。

○議長（五味高明君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

MMoPの現状と今後の展開ということです。MMoPでは、現在、飲食店や雑貨店など7店舗がお店を運営されており、定期的にイベントなども開催しております。

フォトフェスティバルについては、町と株式会社アマナで実行委員会を設置し開催しておりますが、フォトフェスティバル以外の部分については、土地と建物の借主であるアマナが運営しております。

現在、ミュージアム棟では5月3日から6月25日の期間で世界中から厳選された家具やインテリアアイテムを販売するザ・コンランショップをアマナが誘致しまして、「MIYOTA RETREAT」と題した期間限定のポップアップショップを開催しております。また、フォトフェスティバル終了後の秋頃の期間でもミュージアム棟でデザイン関連のイベントを一定期間で開催予定と聞いております。

それから、ハードの面につきましては、令和2年度に株式会社アマナが申請した文化庁の博物館等を中核とした文化クラスター推進事業補助金が採択され、令和6年度までの5年間をかけて計画的に会場内の整備が進められています。今年度は会場内を周遊できるようランドスケープを整備したり、駐車場付近にインフォメーション棟を設置するといった計画が立てられています。

このように、アマナではMMoPににぎわいを創出させるよう創意工夫をされていますので、町としても協力できる部分は協力し、一緒に盛り上げていきたいというように考えております。

○議長（五味高明君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 浅間国際フォトフェスティバルの今年度の内容は、何か特別なものはありますか。

○議長（五味高明君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） お答えいたします。

浅間国際フォトフェスティバルにつきましては、昨年度は3年ぶりの開催となりました。今年につきましては、7月15日の土曜日から9月3日までの期間で開催します。期間中の水曜日につきましては、お盆の8月16日を除き休館とさせていただきますので45日間の開催となります。

内容につきましては、例年同様、国内外で活躍するアーティストの写真撮影を屋内で展示するとともに、マルシェやポートレート撮影会や作家のトークショーなど、ほぼ毎週末にイベントを実施する予定でございます。

昨年はコロナ禍での開催でしたのでイベントや会場内の飲食に制限をかけて実施しましたが、新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症に引下げられましたので、展示以外の部分でも多くの方に楽しんでもらえるよう考えております。

入場料は無料ですが会場内の一部施設を有料とする予定でおります。過去に開催したフォトフェスティバルでは数千万円規模の補助金を活用できたのですが、本年は補助金なしでの実施となります。予算を抑えつつも多くの方に楽しんでもらえるようイベント等も充実させ、多くの方に来場いただければと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 昨年度の入場者数とワークショップの内容を分かる範囲でよいので教えてください。

○議長（五味高明君） 内堀企画財政課長。

（企画財政課長 内堀岳夫君 登壇）

○企画財政課長（内堀岳夫君） まず、昨年度のフォトフェスティバルの来場者数につきましては2万2,787人の来場がありました。開催期間は45日間ですので今年と同様開催期間と同じ日数となっております。

それからワークショップの主なものですが、カメラのライカと大杉漣さんの息子さんとカメラマンの大杉隼平さんのトークイベントとワークショップ、それからMOPにベンチを造りましょうという企画ですね。それからポートレート撮影会、あとSNS写真講座、あとはヤッホーブルーイングのワークショップ、それから濱野皮革工芸のカメラバッグ作りのワークショップ、それ以外はマルシェなどを開催しております。開催したのは全部で26回開催しております。

以上です。

○議長（五味高明君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 次に、エコールみよたは20周年になりますが、記念事業についてイベントの予定などをお聞かせください。

○議長（五味高明君） 阿部教育次長。

(教育次長 阿部晃彦君 登壇)

○教育次長(阿部晃彦君) お答えいたします。

まなびの館エコールみよたは、平成15年4月に図書館、博物館、公民館の機能を備えた複合文化施設としてオープンし、今年度の開館20周年を迎えました。町民の皆様に広く認知され、生涯学習活動の拠点として多くの方にご利用いただく施設となりました。

一方で、ここ3年ほど続いたコロナ禍は町民の皆様の生涯学習活動にも大きな影響を与えました。感染防止対策のための休館や利用制限、また人と人が思うように集えない状況下で利用者は大きく減少しました。

今年度は5月に新型コロナウイルス感染症が5類へ移行したことも踏まえ、町民の皆様が再びエコールみよたに集っていただけることを期待し、年間を通じて20周年記念事業を展開していきます。

まず4月ですが、記念事業のオープニングセレモニーとして少年少女合唱団つばさとメゾソプラノ歌手の飯森加奈さんによるコンサートを開催しました。つばさはエコールみよたの開館を祝うために発足した小・中学生を中心とした合唱団で、20年たった今も「歌いたい歌を歌いたいように歌おう」を合言葉に自由に伸び伸びと活動をしています。当日は100名を超える方にご来場をいただきました。

また、今議会で補正予算をお願いしている事業も含めまして、今後予定している主な記念事業を申し上げます。

公民館では、子供向けの事業として、エコールみよた写真教室、それから子供文化祭を予定しています。写真教室はエコールみよたの好きな場所を写真で撮影することで子供たちにエコールのよさを再発見してもらおうという企画です。子供文化祭は子供たちに世界各地の打楽器に触れてもらい自由に楽しく演奏できる機会を提供する音楽部門と海のない長野県では目にすることがないような珍しい貝殻を使ったアート作品を作る美術部門を予定しております。どちらも子供たちが普段の生活の中では体験できないことをエコールで体験してほしいと考えております。

次に、主に大人向けの事業ですが、9月に加来徹さんのバリトンコンサートを予定しています。これは三井住友海上文化財団、それから長野県、町が共催で開催するものでございます。加来さんは御代田町にゆかりのある武満徹さんの曲も得意としており、全国各地でコンサートを開催しているバリトン歌手でございます。

博物館で現在開催中の企画展「みよた縄文ワンダーランド」は、御代田町の縄文時代に焦点を当て、個人所蔵品で普段は非公開となっている土器などを集めて展示をしています。秋からの企画展においても町の出土品をテーマの中心に置いて開催をいたします。

また、当町含む浅間山麓の縄文時代に関する講演会を7月と10月に予定しているほか、御代田歴史講座を計画しており、町の中世から近代にかけての歴史を地元研究者の方々に解説いただきます。

そのほか、図書館と連携し縄文時代の本を数多く出版している作家の譽田亜紀子さんとイラストライターのスツアキコさんが出版した考古学の本に関するイベントも計画をしています。

図書館では、コロナ禍により開催できなかった図書館フェスティバルを4年ぶりに開催いたします。さらに毎月20日に本を借りた方の中から抽選で20名に20周年特製トートバッグをプレゼントする企画を実施中でございます。このほか、開館20周年の感謝と広報を兼ねてロゴ入りのクリアファイルを全戸配布する予定でございます。

このように、20周年記念事業を通してコロナ禍で減少してしまった利用者の回復に努めるとともに、これまでエコールを利用したことのない町民の皆様にも足をお運びいただく機会を増やすことで新たな利用者の拡大を目指してまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 3月の一般質問でも一度質問しましたが、5類になってどんな感じになったのか改めて伺います。

新型コロナ感染症が5類になり、人の動きも活発になり、経済もイベントも元に戻りつつありますが、5類になったその後について伺います。

（1）として、体調不良が起きたら検査キットなのか、病院なのか、最初にやらなければならないことは何なのかをお伺いします。

○議長（五味高明君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えします。

新型コロナに感染したかと思うような体調不良が起きた場合ですが、厚生労働

省から出されております「5月8日以降も感染拡大に備え、体調に異変を感じたら」という資料によりますと、新型コロナに感染したかと思ったら医療機関に行く前に慌てずに症状や常備薬をチェック、それと国が承認したキットを用いてチェックとあります。そして、検査の結果、陽性だった場合は、症状が軽い場合は自宅で療養を開始しましょう。陰性だった場合は、症状がある場合のマスク着用や手洗いなどの基本的な感染予防対策を継続しましょう。重症化リスクの高い方、高齢者とか基礎疾患を有する方、妊婦さんなどについては、症状が重いなど受診を希望される方は医療機関に連絡をしましょうというふうに示されております。

次に、医療機関に行くときの注意点としまして、受診をする際に、まず医療機関に連絡をしましょう。

医療機関、薬局、高齢者施設などに行くときは、感染対策を行きましょう。

新型コロナウイルスは感染力が強いため、高齢の方や基礎疾患をお持ちの方などを守るためにもマスクを着用しましょうと示されております。

そして、普段から発熱などの体調不良時に備えて、新型コロナ抗原定性キット、解熱鎮痛薬、生活必需品、こちらは体温計ですとか、日持ちする食料などですが、これらを準備しておくことが勧められております。

以上です。

○議長（五味高明君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 感染者の把握が定点把握となりましたが、そもそも定点把握とは、どういうことなのかをお伺いします。

○議長（五味高明君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えします。

新型コロナウイルス感染症は、本年、5月7日までは、新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類相当に位置づけられていたため、発生動向は、法律に基づく届出から患者数や死亡者数の総数を毎日把握、公表をされておりましたが、5月8日の5類感染症への移行後は、全国5,000か所の定点医療機関からの報告に基づきまして、毎週1週間ごとに患者数を公表することに変更をされております。

ちなみに、定点把握に移行して初めての公表となりました5月19日の公表では、5月8日から14日の1週間について患者数が1万2,922人。一医療機関当た

り 2.63 人と発表をされております。

以上です。

○議長（五味高明君） 山浦久人議員。

○8 番（山浦久人君） ワクチン接種の無料化はいつまで続くのか。

○議長（五味高明君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

ワクチン接種でございますが、今年度も今までと同様に、新型コロナワクチン接種につきましては、自己負担なしで受けることができます。

実施状況につきましては、既に 5 月 8 日から 9 月まで実施をされる春開始接種が開始されておりまして、その対象は 1・2 回目の接種が完了している方のうち、前回の接種から 3 か月以上経過した 65 歳以上の方及び 5 歳から 64 歳で基礎疾患を有する方で、接種回数は 1 人 1 回となっております。

また、12 歳以上の 1・2 回目接種、生後 6 か月から 4 歳以下の乳幼児接種、5 歳から 11 歳以下の小児接種については、昨年度と変更なく、令和 6 年 3 月 31 日まで実施をされます。

なお、今後につきましては、9 月から 12 月に、5 歳以上の 1・2 回目接種終了者を対象に 1 人 1 回接種をする秋開始接種の実施が決まっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 山浦久人議員。

○8 番（山浦久人君） 今、6 回目のワクチンはモデルナなのですが、秋接種の、7 回目のワクチンは少し種類が違うと聞きましたが、私のかかりつけ医の話だと、どうせ打つなら 12 月の 7 回目のワクチンのほうがよいと言われたが、その辺の様子はどんな具合でしょうか。

○議長（五味高明君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

議員かかりつけのお医者さんで、どのような助言がされたのか、ちょっと私、存じ上げませんので、正確な答弁ができません。申し訳ございません。

○議長（五味高明君） 山浦久人議員。

○ 8 番（山浦久人君） はい、分かりました。

次に、旅行支援で接種証明、陰性証明の提示は必要になるのかお聞かせください。

○ 議長（五味高明君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○ 保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

旅行支援での接種証明、陰性証明の提示につきましては、本年、4月27日に観光庁から全国旅行支援の利用状況の変更、ワクチン検査の廃止等についてという資料で、新型コロナウイルス感染症が5月8日から5類感染症に位置づけられることが決定されたことなどを受け、全国旅行支援について、同日以降の旅行における利用条件を変更し、ワクチン接種歴または陰性の検査結果の確認を不要とする発表があったところでございます。

以上です。

○ 議長（五味高明君） 山浦久人議員。

○ 8 番（山浦久人君） コロナに感染して回復したという個人の目安は、どこで判断すればよいのでしょうか。

○ 議長（五味高明君） 浅川保健福祉課長。

（保健福祉課長 浅川英樹君 登壇）

○ 保健福祉課長（浅川英樹君） お答えをいたします。

一般的に快復、今回の快復という字は、漢字で気分爽快の快に、復活の復というように漢字で表されるものですが、それは病気が治るということを表しております。

新型コロナウイルス感染症についても同様でございますが、本年、5月8日の厚生労働省作成の新型コロナウイルス療養に関するQ&Aは、新型コロナウイルス感染症は、ほかの人にうつすリスクはどれぐらいありますかという問いに対して、一般的にコロナ発症2日前から発症後7から10日間は、ウイルスを排出していると言われております。

発症後3日間は、感染症のコロナウイルスの平均的な排出量が非常に多く、5日経過後は大きく減少をしていきます。特に、発症後5日間は他人に感染させるリスクが高いことに注意をしてくださいというふうに記載がございます。

なお、発症日、無症状の場合は、検体最終日とされておりますが、こちらをゼロ日目として5日間は外出を控え、かつ熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快

した場合でも24時間程度は外出を控え、様子を見ることが推奨されております。
以上です。

○議長（五味高明君） 山浦久人議員。

○8番（山浦久人君） 県内の感染者は緩やかな増加傾向が続いています。

これ以上、増加しないことを願って、私の一般質問を終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告4番、山浦久人議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。再開はブザーにてお知らせします。

（午後 2時25分）

（休 憩）

（午後 2時35分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き、本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告5番、尾関充紗議員の質問を許可します。

尾関充紗議員。

（2番 尾関充紗君 登壇）

○2番（尾関充紗君） 通告番号5番、議席番号2番、尾関充紗です。前回の一般質問の際、町長不在ということで、この次の一般質問につながる、つまり今回の質問につながる前段階の質問を中心にさせていただこうと思いますと発言させていただきました。このことから、今回は質問の大部分が小園町長の考えを問う質問となっておりますが、ご理解いただければと思います。

そして今回は、一貫性のあるまちづくりについて、1件の質問を通告させていただいておりますが、要旨については多岐にわたっております。ただし、全てがこれからの御代田町の未来に通じる質問となりますので、そのように捉えていただいてご答弁をお願いします。

では質問に入らせていただきます。

御代田町のまちづくりを考える上で、町民の中でもかなり浸透していると思われる町の目標は、町が第3次長期振興計画から、つまり1996年度から掲げてきている2万人公園都市構想ではないでしょうか。そしてその目標に着実に、むしろ想定以上の勢いを持って近づき続けているのが、現状の御代田町だと思います。ですが一方で、日本全体都市の人口は減少の一途をたどっており、御代田町としましても、国立社会保障人口問題研究所の推計では、御代田町の人口は2030年をピー

クに緩やかな減少に転じる予測となっております。ただ、推計よりも人口が増えていくことから、減少に転じる予測も2030年よりは遅くなるのではと考えられますが、それでも、そう遠くない将来、日本全体の人口が減っていくとともに、御代田町の人口も必然的に減少していくと考えられます。そのような中で、当町ではどのように2万人公園都市構想を達成していくのでしょうか。2万人公園都市構想達成への道筋をお示しいただければと思います。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

長期振興計画における2万人公園都市構想でありますけれども、こちら、長く町の超長期目標として掲げてまいりましたけれども、私が就任後に策定しました第5期計画の後期基本計画では、いわゆる根底の中にある大目標の部分からは外しまして、多数ある目標の一つとした経緯がございます。実はその時点では私自身は、この2万人公園都市構想という言葉自体を完全に看板を下ろしてしまうことも選択肢の一つかなと思っていたところなんですけれども、職員から意見を聞く中で、人口増加に関する明快な目標があることで、職員一人一人が頑張ることができる、そういう面もありますと、従ってできるだけ残してもらいたいというような意見もそのときももらったところであります。

その結果、その時点で私なりに熟慮した上で、文言としては残したという経緯がございました。私がその時点で看板を下ろすという選択肢があるんじゃないかと思った背景には、2万人という目標は一見切りがよくて分かりやすいわけですけれども、切りがいい以外の目標がいま一つ明確ではないなと思ったこと、またそもそも人口増に関して具体的な目標を設定するのはナンセンスではないかなと、その時点では思ったということがあります。正直に言いますと、どうにかして2万人を目指すということであるならば、アパートを多数建てて居住希望者がいつでも御代田に移り住める状態をつくりさえすれば、2万人というこの数字自体の達成は私は困難ではないと思っているんです。しかしそれだけではまちづくりとは言えないなとも思います。ただ2万人を達成すればいいということではなくて、できるだけ御代田を深く愛していただいて、ご自分でおうちを建てて長く住んでいただける方が増えていくことが重要ではないかと思うわけです。その結果として2万人に到達するな

らそれはそれでいいと思いますし、そこまでいかなくても行政が効率的に運営できる程度の人口規模を保ち続けられる町であればいいと考えているところであります。

一方で先ほど人口増をどうしても目指すというわけでもないんだよというお話しましたが、一方で今の人口をできるだけ保つことが重要であること、これも間違いないところであります。国が自治体の歳入の不足分を埋めてくれる地方交付税交付金というのがあります。必要な金額と自治体の税収額を比較して、その不足部分を国が埋めてくれるのがこの地方交付税なわけですけれども、この金額を決める大きな要因は人口であります。人口が1人増えると30万円以上その必要額、これがイコール不足分ともなるんですけど、これが増える効果があるとも言われております。人口が増えることでコストが増える面もありますが、普通に考えると全体をならずと、人口が増えることによるコスト以上に歳入が増えるということで、行政の効率が結果的に上がるということになります。

民主党政権だったときに、2位ではだめなんではなかろうかと言って、ひんしゅくを買った方もいましたけれども、なかなか、2位を目指してちょうど2位を取るとするのは難しいことでもあります。1位を目指して一生懸命やっていくことで何とか2位に落ち着く、また何とか3位を取れるもんじゃないかなと思うわけでもあります。スポーツなどの大会においても、ベスト16とかベスト8とか目標を決めておいたとして、その目標に到達してしまうとなかなかその途端にその後見失ってしまうと、惨敗してしまうというようなこともよくあるような感じがします。私もちょっと別の競技ではありますけれども、そういう経験があります。目標は高く持っておいたほうがよい結果が出やすいということは私の経験からも感じるところであります。従いまして、私の今のところの結論としては、いつ2万人を達成するというような具体的なスケジュール感を持ったそういう目標ではなくて、実態よりも高い目標をあえて掲げて置いてあるというような位置づけなのかなと思っているところであります。是が非でも2万人を達成すると、そのためには自然環境も防災対策も犠牲になっていいというようなことでは決してありませんということをまずはご理解いただけますと幸いに存じます。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 今ご答弁いただきましたが、小園町長はご自身のツイッターでも、

人口増はまちづくりへのご評価の結果ではありますが、やみくもに人口増を目指すのではなく、環境と調和した開発に向けて努力が必要だと感じていますという投稿をされていました。こういった意識が小園町長にあるのであれば、御代田町の現状には大きな課題が幾つかあるように思います。

その一つが住宅地の野立て太陽光発電やアパートの急増問題です。まず住宅地の野立て太陽光発電ですが、こちらについては本来であれば居住用途として使用できた場所であるという問題がありますし、景観を阻害しているという声も多く寄せられています。

一方、アパートの急増については、一見人口を増やす目的に対し適当であるようにも思えますが、仕事などを目的とした一時的な居住、仮住まいの人口が増えているような状態のように思えます。先ほど小園町長の答弁にもございましたが、人口増の内訳が、戸建てなのか共同住宅なのかということは、町が重要視すべき点だと考えます。このような状況下で、町長は住宅地の野立て太陽光発電施設やアパートの急増をどう考えているのでしょうか、お聞かせください。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） それでは、住宅地の野立て太陽光発電施設やアパートの急増をどう考えているのかということですので、お答えを申し上げます。

野立てというと、もしかすると分かりにくい方もいらっしゃるかもしれませんが、単純に言うと地面に直接立てるもののことを指します。それに対応するかどうか、対義語的に使われるのは屋根置きです。屋根の上に乗せたりとか、工場の上に乗せたりとか、屋根とか屋上を使ったもの等の対比で野立てという言葉を使うことがあるわけでありまして。さて、野立ての太陽光発電設備の設置及び共同住宅の建築を行う場合は、その開発予定地の土地面積が1,000m²以上の場合、または一定規模以上の場合、御代田町環境保全条例第15条の規定により開発行為届出書を町長に提出する必要があるがございます。この条例は、町の良好な自然環境が地域で共有する財産であるという認識の下、乱開発による自然環境の破壊を防止し、自然環境の保全と快適な生活環境を確保することを目的としております。

事業者に対しては、条例の規定に基づいた厳格な指導を行い、都市環境と自然環境の調和に努めているところであります。

また、長野県景観条例に規定されている浅間山麓景観形成重点地域、これは1,300m林道から草越、広戸、豊昇、面替区を除く範囲を指定しているわけがありますけれども、一定規模以上の野立ての太陽光発電設備の設置及び建築物を建築する際には、御代田町環境保全条例の届出とは別に、長野県へ届け出ることが規定されており、景観や緑化に努めることが必要とされております。

ほかにも、御代田町風致地区内における建築等の規制に関する条例の規定に基づき、風致地区内で野立ての太陽光発電設備の設置及び建築物の建築をする際には、町の環境保全条例とは別に許可が必要となります。

さて、野立ての太陽光発電設備の設置に係る開発行為届出の件数の推移につきましては、平成27年度の17件をピークに減少傾向でございます。直近では、令和3年12月、今から1年半ほど前ですけれども、この時点で届出を受理したのが最後となっております。それ以降は、町内で町環境保全条例に届出が必要な野立ての太陽光発電設備の設置はないということでございます。

ご案内かと思いますが、太陽光発電設備の設置に関しましては、御代田町太陽光発電事業の適正な実施に関するガイドラインを令和2年4月に策定し、その6月から運用を開始しております。太陽光発電設備の設置から処分に至るまでの事業者等の責務を明らかにしたものであります。また、その年の11月にはガイドラインを、割と短期間ですけれども、改正いたしました。その改正においては、風致地区及び第一種低層住居専用地域での太陽光発電設備の設置を抑制し、土地面積に応じて緩衝帯を設けるとともに、植樹により景観に配慮する規定といたしました。

ガイドライン改定後に不勧告となった件数は4件ございますけれども、いずれもガイドライン制定前からの継続案件であり、改定後の新基準で設置まで至った案件はございません。このことから、各種規定、ガイドライン、これが一定の成果が出ていると感じているところでございます。しかし、ガイドラインでは対応が難しい案件も出ていることから、より厳格に指導できるように、太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理を目的とした条例の策定を今後検討いたしたいと考えております。

次に、共同住宅の建築に係る開発行為届出の件数の推移は、令和2年度の11件が近年では最も多く、開発行為の対象とならない規模の建築も多数見受けられます。共同住宅の需要は今後も見込まれます。都市計画法の用土地域や建築基準法上では、風致地区及び第一種低層住居専用地域といった地域に共同住宅の建築は可能である

ものの、定住、移住の観点から見れば、戸建ての賃貸住宅の需要もあり、同じ賃貸住宅でもこうした戸建てが今後増えていってほしいと、町としては考えております。

いずれにしましても、住宅建築等の開発において、住環境や景観を守っていく必要があることから、町独自の景観条例の策定に向けて検討してまいります。

なお、市町村が景観計画を定める場合は、県と協議し、同意を得て景観行政団体に移行する必要がありますので、それらの手続方法等を県の担当者と協議してまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 太陽光発電施設に関しましては、今答弁にございましたように、ガイドライン改正後からは新たな設置が減少していること、またガイドラインの条件に該当しない開発に対しても、施工業者に対しガイドラインに沿っての建設をお願いしている状況だと伺っていることから、現時点でも職員の皆様も、町の景観形成の問題をしっかりと受け止めてくださっていると認識しております。そして、今、より厳格に指導できるよう条例の策定を検討しているというご答弁があり、また住宅建築などの開発に関しても、町独自の景観条例の策定を検討するというご答弁がありました。大変期待の持てる内容だなと感じましたし、これらが近い将来に実現することを期待させていただきますが、それぞれの条例の策定期限についてはいつ頃を目安に考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） まず、これらの二つの条例の策定を検討ということは、今、尾関議員は重く受け止めてくださったなという受け止めを私もしましたし、もしここにメディアの方がいれば、見出しが立つぐらいの中身なのかなというふうに感じてはいるところであります。時期でありますけれども、景観を守ることがどういうことなのか、どういう景観が望ましいのか、これは恐らく一義的に決まるものではなくて、ある種多くの町民の皆様の妥協というところとちょっと後ろ向きに聞こえるかもしれませんが、いろんな意見を闘わせた結果として多分出てくるものだなと思います。これが恐らく御代田のスタイルでどうなっていくのかということは、ほかの町でやっているものをそのまま導入すればいいというものでもないと思っ

ておりまして、となりますと、今日明日ですぐできるという役場が勝手にやるとか、そういったことは恐らくできないものだろうと思います。専門家の知見をいただいたりとか、やっぱり町民の方の意見をしっかりと取り入れる、正式に取り入れる機会なんか必要と思います。そういったことを総合的に勘案すると、すぐというわけにはいきません。これは、スケジュールそのものもどういうふうにしたらいいかということにちょっと時間をいただきたいと思っております。ただ、いたずらに先延ばししようとか、そういうことはありません。やはりこれだけ、移住者の人気を集めているこの町だからこそ、やはり景観に配慮しているという、これ自体が町のステージをより上げるものだとも思っておりますので、できるだけ急がないですけれど急ぎ過ぎない、焦らないで急ぎ過ぎないけれども、でも先延ばししない時期という、すみません、非常に曖昧な答弁で恐縮ですけれども、そういったことをイメージしてこれから取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 御代田町独自の、ならではの住環境や景観を守れるよう、なるべく速やかに、そして積極的に検討を進めていただければと思います。ただ、矛盾するようですが、地方の人口減少から波及する諸問題について考えたとき、最低限、今の人口を維持できるようには努めていくべきだと考えています。人口維持を目指す中で、移住促進事業も重要視すべき事業の一つと考えられますが、コロナ禍で思うように移住促進事業ができず、この3年間ほど御代田町の移住促進事業は停滞状況にありました。移住促進事業の今後をどのようにお考えでしょうか。お聞かせください。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

尾関議員、今ご指摘のとおりで、コロナ禍は特に人の交流を奪うという点で、地域社会の継続性に大きな課題を残す出来事であったと思います。また当然ながら、移住促進事業についても、なかなか進めることができずにいたと。逆に、よく進めない中でこれだけ人口が増えたなど逆に思うところもありますけれども、なかなか移住を検討する皆さんの期待に応えることもなかなかできなかったなどというのが、

今の受け止めであります。尾関議員からの質問ですので、尾関議員のことを振り返ると、議員当時、役場の地域おこし協力隊員だった頃、町内の別荘体験施設と連携して、移住体験ツアーを開催していただいたということがありました。まだまだ記憶に新しいところでもありますけれども、協力隊員の退任とコロナ禍が重なり、その後今のところつながっていないということは大変残念に思っております。しかし、コロナ禍が収まってきてといいますか、先ほど山浦議員からもお話ありましたとおりで、いわゆる5類に移行したという中で、また新たな1ページを開いていくべきだろうということも感じているところです。現在、移住政策を担当している地域振興係、現状正職員で3名であります。その係の中でふるさと納税、毎年かなりの金額を増やしていくためには大変な努力をしてもらっています。従ってフル稼働しています。また、今年は7月15日に始まる夏のフォトフェスティバルの準備、また期間中の運営もかなり地域振興係のほうでも負担しながらやっているということはお案内と思います。また、県の元気づくり支援金でありますとか、あと宝くじの収益金をもとにしたコミュニティ助成金の申請援助、これも実は結構手間かかっています。マンパワーとしてそれ以上のことをやってもらうのには、現状かなり厳しいものがあるなということを感じております。本来係長以外の係員で、1人がふるさと納税専任です。1人がフォトフェス専任です。もう1人移住担当、移住専任であるというような状況をつくって、もちろん休みがあつたりしますからオーバーラップをするわけですが、やはり、業務を絞り込んで専念してもらうというほうがやはり理想だろうと。役場ですので、1人の職員が2分野3分野の仕事をしてもしようがないと思われがちだし、そのそういう側面は確かにあるんですが、でもできれば大事な施策分野についてはできるだけ専任すると。ふるさと納税すごく大事です。フォトフェスもやはりこの町の顔をつくっていくにとっても大事です。移住政策は、少なくともそれに引けを取らない程度には絶対大事だと思います。この3人が専任している状態というのが理想であると考えております。この3分野はいずれも御代田町にとって大きな課題でありまして、力を注げば成果も大きくなるものばかりと考えております。他の部署でも定数に達していないという中で人員不足を訴えてきている状況にあります。ですので、これは慎重な対応は必要ですが、地域振興係をフルパワーで動かすにはもう1人くらい正職員がいたほうがいいかなと考えてはおります。移住政策に本気で取り組むためにも、来年度以降できるだけ

早く陣容を強化できるようにと考えております。

またどんな施策分野でも共通してマンパワーの不足は役場の外部の人材で補うことも重要だと考えております。議員もご承知のとおりで、移住についてよく分かるのはやはり移住者の人だと思います。一昨年、ふるさと納税の関係の交流がありまして、福井県の福井県庁を訪ねたということがございました。そのときに、県内の全ての市と町、あの県も村がありませんので全ての市と町ですが、先輩移住者を登録しまして、移住者の相談や現地案内、移住後の生活サポートまで面倒を見てくださる福井移住サポーターという制度が始まったということをお教えいただきました。この制度のポイントは、県が窓口となり、この相談者にはこの先輩移住者がマッチしそうだというように、相談者の職業や年代、暮らし方の希望などを聞いた上で最適な人を紹介することで、より実践的な取組、より実際的な取組にできているということでもあります。加えて、もっと大事なかなと思うのが、その登録しているサポーターさんに1日付き合ってもらったら1万円とか、半日だったら5,000円とか、あとブログで発信したら5,000円とかあったと思うんですけど、そんなように、日当を発生させて、単なるボランティアにならないよう、長続きするように工夫している点も参考になるものと考えております。そういった制度を御代田町も町単独で取り組むことができたなら、役場の限られた陣容よりも手厚い移住相談体制が組めるものと思っているところでもあります。具体的に研究を進めてまいりたいと考えています。

最近では、お祭りに参加するなど、町に来訪してくれる、いわゆる関係人口と言われていると思いますけれども、この関係人口を増やすだけではなかなか移住につながらないという声を、県内の多くの町村で聞きます。ちょっと御代田町は例外かなと思います。幸い関係人口が一定確率で移住にもつながるありがたい状況だと思いますけれども、やはり力をかけるべきは、もう少し具体的に移住を検討している方がまだまだたくさんいらっしゃるの、そういった有力な候補者となった段階でのケアを役場として手厚くすることが大事だなと考えているところでもあります。そういった意味でも、かつて開催されていた移住体験ツアーの復活も有力だと思っておりますので、真剣に検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○ 2 番（尾関充紗君） ご答弁いただきましたが、いただいた中で協力していただく先輩移住者に対価を支払いするという点、とても重要であると思います。

また、今ご答弁いただいた内容と重なる部分があると思いますが、今回の最後の質問にもつながってまいります。多くの移住者にとって、御代田町と関わる上で最初の窓口になるであろう町行政が不安を抱える移住者に対し、不安を解消できるきっかけとなる場づくりをしていく必要があるのではないのでしょうか。そして、そもそもですが、積極的に社会増を図っていくには、御代田町のPRに力を注がねばなりません。移住促進のPRという観点から考えますと、当町のクラインガルテンで実施されている利用者と地域住民との交流事業は、移住を検討されている方にとってかなり魅力的な内容と考えております。つまり、全国に向けて御代田町のPRをしていくに当たり、当町のクラインガルテンはかなり質の高いPRアイコンとなるのではないのでしょうか。このことから、クラインガルテンの所管である産業経済課、移住促進の所管である企画財政課、それぞれがしっかりと連携を図り、利用者であるガルテナーを初めとした移住希望者のサポートはもちろん、町のPRにもつなげていくことが理想であると考えますが、このような考えのもと、クラインガルテンを町全体の移住交流拠点として活用していく考えをお聞きいたします。

○ 議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

（産業経済課長 金井英明君 登壇）

○ 産業経済課長（金井英明君） お答えいたします。

最初に、クラインガルテンの制度、運用について説明させていただきます。クラインガルテンを建設した際に活用しました農産漁村活性化プロジェクト交付金は、農村地域における定住のほか、都市部と地方部の2地域居住を促進するため、地域住民と都市住民が農業体験の場を通じた地域交流を図ることを目的としております。また、クラインガルテン大星の杜の交流施設は、使用規定により、農園施設利用者や農村都市交流参加者が農業体験の場を通じて御代田町住民と触れ合う交流の場として使用する施設と定められています。移住の交流を目的として利用する場合には、農業体験の場を通じた交流事業を実施していただく必要がございます。これまでコロナ禍により、ラウベ利用者との交流事業は中止してまいりましたが、本年度は交流事業を再開し、その様子をツイッター、インスタグラムなどにおいて発信していきたいと考えております。

私からは以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） では、町長のお考えはいかがでしょうか。お聞きいたします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

御代田に住んでいると、割と忘れがちになってしまうんですけども、農業に関わって生活していきたいという意欲を持つ都市生活者は、実は大変多いと思います。移住のきっかけとして、農業を通じた交流は極めて重要な意味を持つと思います。議員ご指摘のとおり、現状では、クライנגアルテンは農業の関連施設でありますので、産業経済課の所管となっておりますし、所管がそこであることは別に悪いことでもないと思います。ですが、移住施策との連携は絶対的に必要だと私は感じております。法的な位置づけが農政であっても、移住者としてのサポートは、企画財政課地域振興係で担うのは当然だと感じております。

ただ、先ほどから申し上げているとおり、現状では移住施策を効果的に進められるだけの人員が足りていないというのが現状だと思いますので、職員を増やした上で、移住施策に特化した担当者をつけるあたりから始めるべきなのではないかと考えているところでございます。

ちょっとお答えになっているかどうか分かりませんが、以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） やはり今は職員を増やすことが優先とのことでしたが、全国の例に目を向けますと、同じ移住者である地域おこし協力隊員が移住促進事業を担当しているという例が散見されます。職員が足りておらず、こと移住者に特化した事業ということであれば、こういう場合にこそ地域おこし協力隊の再導入を検討されるのも一つの手なのではないでしょうか。

また、町の魅力を移住希望者にPRする中で重要なポイントの一つが子育てに関することだと思います。ですが、PR以前に、当町の子育て事業の中で早急に改善しなくてはならない問題があり、それは現在も停止中となっている一時保育事業だと考えております。このことについて、前回の一般質問で、町独自の保育士確保策として、本年4月から保育士でなくてもできる業務は保育士以外の職員が担うよう

進め、その業務を担う職員を雇用するという趣旨の町民課長の答弁がございましたので、その進捗状況とともに、今後の安定した一時保育の提供に向けての考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 安定した一時保育の提供に向けてということでのお尋ねかと思えます。一時保育の安定運用のためには、まず何といたっても保育士の数を増やすことが第一だと考えております。先ほど地域振興係も増やさなければいけないと言っていましたけれども、保育士もそういう状況にあるのかなと思います。現在、御代田町の保育園において、正職員にフルタイムの会計年度任用職員を加えると、合計で今26人在籍しております。雪窓とやまゆりで。それに対して、見ている児童の数が291人。ということは、これ割り算しますと、保育士1人当たりが見ている児童の数が11人を超えているという状態です。――11.19ですか。超えています。4月現在の近隣市町のデータを調べてもらったところ、8つぐらい調べたと思うんですが、その中で御代田町の次に保育士1人当たり児童数が多い、佐久市、小諸市でもおよそ9人ととどまっています。9.0いくつぐらいの。かなり開きがありますね。11.1に対して、次が9ぐらいですから。町によって6人台のところもあります。受け持っている年代層の違いとかもあるかもしれませんが、それにしても御代田町の保育士さんが1人当たり見ている人数が多いという事実は、これは揺るがないわけです。突出して多いということがわかります。最近の保育現場では、発達障害など手をかけるべきお子さんの数が増えているということで、加配の保育士が必要となるケースも多いと言われております。ですので、それに加えて、担任を持たないフリーの保育士さんが何人かでも増えますと、例えば短時間の保育の方からすれば、午後4時以降というのが延長保育の時間になりますが、その延長保育時間でも人数が何人か増えれば、子供たちに十分目が届きます。また一時保育が安定化するということにもつながっていくんじゃないかなと思っているところであります。やはり夕方に雪窓保育園ちょっと見に行ったりしますと、うんていとか危険性の高いような遊具があるわけですが、そういうところも、ずっと張りついて見ているというわけになかなかいかないという陣容になっています。そうすると、やはりけがしたときの対応とか、けがしそうになったときの対応とか、そういうのもや

っぱりちょっと遅れてしまうかなと思っていました、安全性の確保という点では、かなり注意しなければならないなと思っています。今ご質問ありましたけれども、4月からやまゆり保育園に3名、また雪窓保育園に2名、用務員さんを配置しました。保育士でなければならない部分は、当然保育士が担うわけですがけれども、保育士が担う必要がないような部分については、用務員さんをお願いするという形をとりまして、保育士の負担感が目に見えて大きく軽減したということで、現場でも大変喜んでる声を聞きました。4月末には、それぞれの保育園を訪れまして、用務員さんから私、直接聞き取りを行ってまいっております。今後、さらに保育園をよくしていくために、ハード面、ソフト面でどういったことが必要なのかという点で、多くのヒントをいただきました。やはり新鮮な目で1か月見てもらったことで、いろんな課題が出てきたということでもあります。それらを今後活かしていき、働き場所としての保育園を改善していくということが、それによって保育士一人一人の負担を減らすことが、保育士同士の人間関係にもまた大きなよい影響を及ぼすものと期待するところであります。

さて、保育士を増やさなければいけないという話ですので、採用の話を少々述べたいと思いますが、保育士の採用に関して言いますと、私は就任直後から、一般行政職と専門職の試験日程が一緒くたになっていることは、あんまりいいことではないなと思っておりました。一般行政職の試験が横並びというのは、少なくとも新卒採用するに当たりましては、町村会による試験問題作成の都合もありますし、各種学校でのスケジュール等を勘案すると、これは仕方ないことかなと思うわけですが、保育士については、例えば民間の保育園で採用の内定が出てしまうと、多くの保育士予備軍というか保育士にこれからなろうとする人たちは、それで採用活動をやめてしまうというケースが非常に多いというふうに聞いてきました。ましてや、公務員である保育士さんは、一般教養試験を受けるというのが原則になっているわけです。一般教養試験の勉強を別立てですてまで試験に挑戦しようという方は、きっと多くはないと思います。そういった事情を勘案しまして、昨年からの試験日程について検討してもらった上で、今回、保育士と保健師に関して、従来の9月試験から前倒しして7月試験としました。なお、募集期間、明日までですので、できれば皆さんの知り合いの中で保育士を受けてみてほしいという人には、ぜひ声をかけてもらいたいと思いますが、7月試験といたしました。それに加え、雪窓・やま

ゆり両保育園の随時見学も受け付けるようになっておりました、これまでも学校と
いうか短大というか、お友達同士連れ立って見学に来てくれるケースも出てきてお
りまして、受験にも前向きでいてくださるのかなと見ております。決して大きくな
い規模の町ですので、そういう顔の見える関係同士になるということも、採用活動
を進めていく一つのポイントになるのではないかと思います、そういった施策を
さらに前に進められるように努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） ご答弁いただきましたが、保育士不足に対する問題点の本質的な
部分を改善していくことが重要であることは理解しております。今お答えいただ
いた内容で、かなり保育士の方々が働きやすい環境がつけられるのではないかと考え
られます。ただ一方で、今子育てをしている保護者の方々にとっては、今、町立保
育園の一時保育が停止中だということが何よりの問題なのではないでしょうか。と
は言いながらも、今すぐに一時保育事業を再開できないことは認識しておりますの
で、現状の代替案として、保護者の金銭的な負担を抑えるという観点から、今後、
町民が町の一時保育事業を利用しようとした際、町起因の事由で利用ができなかつ
たことが原因で、民間の一時保育を利用することとなった場合、その保育料金の差
額について、町が補填するというような制度設計をするお考えはありますでしょ
うか、お聞きいたします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

一時保育が今停止中である中で、代替案として町起因——町に原因するという意
味ですか——での場合に、その差額を補填するという考えはあるかというご質問と
捉えましたが、そういったこともできる可能性あるかなと思いますので、研
究、検討してまいりたいと考えております。ただ、やはり保育士を充実させていく
ということが真ん中にあるものだという認識はしておりますということは、ご理解
いただければと思います。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 今、当町で子育てをされている方々のために、というのはもちろんのこと、今後、安心して子育て世代が移住をしてこられる環境づくりのためにも、永続的な安定した一時保育事業の提供について、ご検討いただければと思います。

さて、先ほどクラインガルテンが町のPRアイコンになるのではというお話をさせていただきましたが、駅舎や駅前についてもまた、町のPRアイコンとするのにふさわしい場所だと考えております。まず、今後の駅舎改修計画について、前回の一般質問での企画財政課長の答弁では、令和10年度からの次期計画を見据えて検討を進めていきたいと考えているという趣旨の答弁がありました。一方で、今期の町長公約の中では、御代田駅の北口、エレベーター設置、駅舎の充実を検討という項目が掲げられております。

まず、この公約達成に向けての計画についてどのように考えていただけるのか、お聞きいたします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） まず、大前提としまして、駅の北口を整備するとか、あとホームにエレベーターをつける、駅舎を新しくするという多額の費用がかかる事業には、国の補助金は欠かせないものと考えております。

つい先日、広島県の南西部、もう山口の岩国と隣り合っているところですけども、そこに大竹市というまちがあります。人口2万7,000人くらいでしょうか。御代田町とそんなに大きく開かない人口規模のまちですが、そちらに企画財政や建設水道の職員と視察に行っていました。

そこでは、この2月、大竹駅の西口と東口を結ぶ跨線橋型の自由通路を設けられまして、その間に跨線橋、2階になっているところに改札口を設けていると。両ホームとあと両出口側にそれぞれエレベーターが必要ということで、4か所にエレベーターも設置したと。また、今後およそ2年をかけて両出口のロータリーや、また西口のほうだったかな、には市民の交流広場を造るなど事業が大きく進んでまいります。ウェブでもその一端が見られると思いますので、ご感心ありましたらご確認頂ければと思うんですが。

その費用が、合計で58億円ほどかかると、これからもですから58億円かかるといことですが。このうち4割ほどが国の補助金だったということ

があります。

大竹駅はちょっと特殊でして、J R 西日本のほかに J R 貨物の拠点でもある関係で、自由通路がかなり長くなる。140 m と聞きましたけども、かなり長い通路を造らなきゃいけないということで、御代田の状況よりも大分費用が多くなるからこのぐらいかかっているということもありますけれど。

ということは、御代田駅はここまでならないかなとは思いますが、それにしても町の単独費用で全てを賄っていくというのはかなり大変だなと思っています。

目下、都市構造再編集中支援事業では、東原西軽井沢線の整備という大事業を始めるとい段階でございます。御代田駅の整備というこれまた大事業にも同時に多額の補助金を頂くというのにはかなり高いハードルがあるものと認識しております。

ですが、本定例会でも駅や駅周辺の整備について検討する予算を盛り込んでおりますし、現在手狭である、なかなか一般のお客さんが駐車しにくい駅西駐車場については今後用地交渉を経て大きく広げる方策も取ってまいりたいと考えているところであります。事業の完遂には、3月の答弁にもあったように長い時間がかかってまいりますけれども、できるところから着実に進めていき、長い時間かかる中でもいたずらに遅れることのないように取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員はじめとしてこの議会の皆様のご理解とご協力をお願いしたいと、このように思う次第です。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 事業の完遂には長い時間がかかるとの認識であると承知いたしました。

前回の一般質問で、私は町に存在するたくさんの魅力についてお話しさせていただきました。ですが、魅力があり過ぎるあまり町全体としての魅力は分散してしまっており、その全ての把握も少し難しいなという印象があります。そのような中で、町の魅力を集約させる場所としては、やはり町の玄関である駅がふさわしいのではと考えております。私がこの町に移住してきた頃、多くの方から御代田には何もないという言葉は聞きましたが、そもそもこの町に昔から住む人ですら御代田町に何があるかを知る機会がないことが問題だと考えています。

ここでお聞きいたしますが、駅舎の充実を検討するに当たり、移住希望者に町の

PRをしていくことや、今町に住む皆さんの愛郷心を育てることなどを目的とし、分かりやすくいえば町の魅力を紹介するコーナーの設置や駅舎のデザインに町の魅力を取り入れることなど、町の魅力を駅舎や駅前に集約させる考え方はおありでしょうか、お聞きいたします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

今のご質問とは少し趣旨がずれるかもしれませんが、ご質問の要旨を受けた段階で考えたことをまず述べたいと思います。

これは、また尾関議員が地域おこし協力隊だった頃の話となりますけれども、エコールみよたの和室で移住者交流会という催しがありました。私ももう町長になっておりましたけれども、移住者の一人として混ぜていただいたということがございました。その場で知り合った方々の交流は一部で長く続いているというようにも聞いております。

あの催しのよかった点は、移住者とともに御代田に長く住んでいる皆様とが交わったということだと思っております。移住者の増加に伴い、移住者といわゆる地の人というか、長く住んできた方の溝が深まってはいけませんし、ましてや移住者がそれぞれに別の細かいグループに分かれていってしまうような交流が乏しい状態にするのはもったいないなど、そういうことをしてはならないなというふうにもこれまで思ってきました。ぜひ、このような機会をまたつくれたらいいなとも思いますし、尾関議員の過去の知見も共有していただけるとありがたいなと考えております。

また、今年度から町内の主な企業に集まってもらって諸課題について話し合う企業懇談会を復活させました。今年度の参加会社は、ミネベアミツミ、シチズンマシナリー、シチズンファインデバイス、日穀製粉、ブルボンの5社でしたけれども、大変有意義であったと思うとともに、ちょっといろいろやり取りを見ていると、ここ数年のコロナ禍で役場の聞く力が弱くなってしまったかなと反省するような部分もありました。

実は、私の就任2年目からふるさと納税の返礼品を提供頂いている企業様を招いて、寄附額に応じた表彰と返礼品提供企業同士の交流会を開催しようと思っていた

んですが、コロナ禍で3年間そういうことができない中で、私のほうからそれぞれの企業、お店にお邪魔して表彰するというのに代えさせていただいておりました。それはそれで、例えば新しい返礼品のヒントが出て実際の商品提供につながるとか、もちろんその企業様のことを知るという点で大変有意義ではあったんですが、もともと構想していた企業同士の横のつながりをつくるという点では本来の姿にならなかったことは残念でありました。

今年度は、所期の予定どおりに企業様に集まってもらう形で表彰式や交流会ができて、新たなシナジーが生み出されればいいなと思っています。

また、ちょっと別の話ですが、先月、小諸北佐久歯科医師会の会長さんと専務理事さんが周年の記念誌を持ってきてくださったときも1時間と結構予定外にまとまった時間を懇談させていただきましたが、やはりこういう団体の意見を吸い上げる場も必要だなと思いました。

もっとまちづくりの中心にいるような若手から年代が上の方まで含めていろんな皆さんの声も必要となると思います。当然、各区の役員の皆さんからもいろいろ教えていただくこともあると思いますし、1期目には世間の情勢でなかなかできなかった各種各層の意見の聴取の場を積極的に設けて、町民の意見がダイレクトに届く町政を目指してまいりたいと考えております。

駅のところは御代田の魅力を集中させるというような考えはあるかというご質問と捉えましたが、駅が本当にいいかどうかということはちょっと一考の余地があるのかなと思っていますけれども、少なくとも重要な選択肢の一つであることは間違いのないと思います。

また、やはり御代田に最初に来た人が駅に来る確率は結構高いわけですよね。最初の場が駅になるという確率は結構高いですから、やはり御代田の魅力を分かりやすく伝えるという何らかの工夫が駅にあることは確かに大事だなと、今ご質問を伺ってなお認識を強く持ちましたので、そういった方向に向けて検討できればありがたいと思っています。

以上です。

○議長（五味高明君） 尾関充紗議員。

○2番（尾関充紗君） 今頂いたご答弁ですが、前半部分は次の質問へご用意していただいたものかなと思いますが、どちらの質問にも通ずるものだと思いましたので、ま

とめに入らせていただきます。

駅舎並びに駅前開発には、駅前商店街の皆さんのご協力も必要不可欠になってくることと思います。住民の意見調査もしっかりと進めながら、将来の御代田町にとって最適なプランを導き出していただければと思います。

最後になりますが、御代田町の魅力を知っていくという意味でも町に住む人々が交流し、お互いのよさを知っていくことが必要です。

また、御代田町に移住をしてこられた方々が望むことは、より多くの方と知り合うことのできる機会です。そして、現在の御代田町には町をよりよくしようと活動されている事業者や団体がたくさん存在しています。町の魅力向上のため、また町に住む人々が交流し、さらなる発展を促すきっかけづくりとして町の魅力や人材を結ぶ場づくり、具体的には住民交流会や異業種交流会を町主催で開催していくことだと考えております。この場づくりに関わる事業は、移住促進事業を町が進めるにおいて実際に移住をしてくださった方々に対するアフターフォローとしても必須の事業ではないでしょうか。そして、この場づくりを通し得るものがあるのは、町民だけでなく小園町長をはじめとした町職員の皆さんも今後の事業展開のヒントを町民の皆さんから得る機会となるのではと考えております。

今回は多岐にわたる質問をさせていただきましたが、御代田町の超長期的な将来にとって一番大切なものの軸を捉え、御代田町の方向性を明確に定め、町民を先導し丁寧にまとめ上げていくことを小園町政2期目に期待し、以上で私の質問の全てを終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告5番、尾関充紗議員の通告の全てを終了します。

会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議時間は議事の都合でこれをあらかじめ延長します。

通告6番、山本今朝和議員の質問を許可します。

山本今朝和議員。

（1番 山本今朝和君 登壇）

○1番（山本今朝和君） 通告番号6番、議席番号1番、山本今朝和です。まず、町長の選挙公約についてお伺いいたします。

3年余りにわたり経済を混乱させた新型コロナも5月連休明けよりインフルエンザと同類の第5類に移行されました。マスコミによると、旅行や観光に出かける人

が増えて活性化され経済の回復が期待されております。

まず、最初に討議資料として出されましたパンフレットの町長選挙公約についての中から伺いたします。

今までの4年間でふるさと納税が増加し、基金を積み上げ成果を上げてきました。結果として、以前に比べ財政基盤はどのように変化したか、ご説明をしてください。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） では、お答えいたします。

まず、基金についてご説明申し上げます。

町長就任時、これは平成30年度末と言っているかと思うんですが、その時点の基金残高は53億6,801万円となっておりますけれども、令和4年度末の基金残高は63億8,752万円となり、10億1,951万円の増額となっております。このうち、用途が基本的に決まっていなくて、主に災害時に使われるというふうに言われておりますが、このうち財政調整基金を見てまいりますと、30年度末には25億6,360万円でしたけれども、その後、一時的に繰入れを実施した年度もあったものの毎年決算剰余金を積み立てることができました。それで、令和4年度には3年度決算の剰余金積立ても含めると31億5,684万円となり、30年度末と比較しますと5億9,324万円の増額となっております。

一方で、基金の積立て方をより目的を明確化しようということをして令和4年度取り組んでおりました。令和4年度には、財政調整基金をおよそ25億円までに抑制するという目安を役場内で設定しまして、より目的のはっきりした基金に積んでいくようにするという考えから、先ほど申しましたように令和4年度の時点で31億5,684万円になりましたので、およそ6億5,000万円がはみ出ているわけです。このはみ出た部分と目的を終えていた役場庁舎建設基金などの特定目的基金を廃止してほかの基金に積み替えるというような形で、そういったもともとのあった基金の廃止した残額をあわせて新しい基金に積み替えをしたということになります。

具体的に申しますと、新たに設置した基金が、社会資本整備基金、町立小学校建設基金、学校給食運営基金の3つでありまして、ほかに地域振興基金から名称変更し地域福祉基金という基金もつくりました。このようにより利用目的を明確化して今後の財政運営に役立てることができるようになったわけでありまして。

具体的には、社会資本整備基金を5億6,120万円積みまして、町立小学校の建設基金には1億7,410万円を積みました。学校給食運営基金が2億2,430万円、そして地域福祉基金が4億2,872万円となっております。

積立ての目標は、二つの基金について、概念上ではありますけど設定しております。学校給食運営基金は、給食費無償をその後10年間続けるために繰り入れる予定額を3億円ですので3億円を目標にしていると。また、地域福祉基金は、高齢者生活応援券事業を今後20年続けるための予算総額ということで、およそ5億円が当面の積立て目標となります。ですが、学校給食運営基金があと7,500万円くらいですし、地域福祉基金もあと7,200万円ほどで目標に到達しますので、この目標到達もあまり遠くない将来できるものと考えております。

次に、町の借金であります町債についてご説明申し上げます。

町長就任時である平成30年度末の一般会計町債残高は64億2,336万円となっておりますけれども、令和4年度末の残高は決算見込額で51億641万円となりまして、13億1,695万円の減額となっております。それだけ借金を圧縮したということになります。

振り返りますと、平成24年度から27年度にかけての中学校建設事業債やまちづくり交付金事業などの借入れ、また平成29年度の役場庁舎建設事業債の借入れなどから、近年の町債残高は60億円前後で推移してきましたけれども、令和元年度から4年度にはこれらの償還が大きく進んでおりまして、さらに令和3年度末には1億1,294万円の繰上償還を実施したことから、残高は減少しております。

ご案内のとおり、昨年度からは、町単独道路改良修繕工事に3億円投じておりまして、そのうち町債での借入れを半分の1億5,000万しております。また、今後も新規事業で借入れの予定もありますけれども、総体としての基金残高は減少していく見込みとなっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 財政基盤が安定しているということは、町にとっては大変いいことで、我々にとっても安心していただける一つの条件かなというふうに思っております。

続いて、選挙公約の中で、先ほど尾関議員からも質問がありましたけれども、駅

舎の建て替えについてですけれども、駅舎を建て替えてエレベーターの設置をする、あるいは健康施設、トレーニング施設、これを利用して健康を維持するというところで、この二つの大きな設備投資があるわけですけれども。この辺についての、今分かっている範囲で、あるいは見込んでいる範囲で、効果あるいは現状で説明できる範囲で、ご説明を、日程等の説明を頂きたいというふうに思います。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

一応、通告の順番ということで、トレーニング施設のほうからちょっと話させていただければと思います。

まず、トレーニング施設については、主に中高年の健康寿命延伸を主眼に据えているところがございます。町内には民間の女性向けトレーニング施設はあるものの男性向けはありません。トレーニング希望者は、佐久市、小諸市など遠くに出かけ、それなりのお金もかけて通っているというのが現状です。

昨年、消防団の分団をめぐっていろいろご意見を伺うという機会もありましたけれども、そのときに結構聞いたお話が、やはり消防団員も体を鍛えるために近隣市町に通っているという話を随分聞きました。ですが、そこでかかる年間の費用というのは、消防団が支給する、昨年度やっと年間3万円にしましたけれども、その3万円をはるかに上回る金額で体を鍛えてもらっていると、これは大変忍びないという状況であります。長年の運動習慣を身につけてもらうためにも、地元トレーニング施設があることは大変重要であると考えております。

スケジュールに関しては、B & G 体育館と周辺施設に関して申し上げますと、道路側から一番近い建物であるヘルスパイオニアセンター、今は主に子供たちのサッカー、フットサル等で結構練習で使われていますが、このヘルスパイオニアセンターの東側に倉庫がございまして、その倉庫に博物館係所管の土器などの埋蔵文化財、またこれは恐らく町民の方からもらい受けたものかなと思いますが、古い農器具などの文化財が体育館の倉庫に収納されているという状態であります。ですので、まずはそれらを収める収蔵庫を造り移転することがまず必要になってまいります。

その後に、建築後、相当年数が経っております、今申し上げたヘルスパイオニアセンターの取り壊し、そしてB & G 体育館も同時に建て替えるか否か、またB & G

から林を経て南側にあります屋内ゲートボール場の多目的化も可能であるかどうかなどの検討も経て、施設を造っていく必要があると考えております。

具体的なスケジュールはそれらの総合的な検討が終わった後にやっと出てくるものと思いますけれども、まずは文化財の収蔵庫、この建設をまず実はその前段で進めなきゃならないという点で、それなりの時間がかかってしまうものというふうには思っております。

また、トレーニング施設のもう一か所はやまゆり体育館付近に造るということで計画しておりますけれども、今のところそのB & Gの敷地の一か所目の利用状況を実際に踏まえながら検討してまいることになるのかなと思っております。

続きまして、駅舎とかエレベーターについてであります。御代田駅における1日当たりの平均の利用者数につきましては、コロナ前の平成30年度は1日平均1,592人でした。これがコロナにより、令和2年度は1日平均1,164人まで落ち込みました。これが、令和4年度には1日平均1,459人となりまして、回復傾向にはあると認識しております。

ご案内かと思いますが、御代田駅は昭和46年、西暦でいいますと1971年に現在の駅舎が完成しております。もう50年以上、52年が経過したというわけです。しなの鉄道では老朽化に伴う修繕を行ってきております。

駅舎建て替えの考えといたしましては、駅は交通の結節拠点としての機能を有しているだけではなく、周辺の地域と一体となって町のにぎわいを形成し、地域の活性化を図る上で重要な役割を担い、地域住民の通勤、通学などの日常生活や観光をはじめとする交流人口の拡大における役割も果たしております。このような駅の必要性や築年数から見ましても、駅舎の建て替えの検討が必要であると考えているところであります。

エレベーターの設置につきましては、国土交通省におけるバリアフリー法において、鉄道事業者は1日当たりの平均利用者が3,000人以上の駅にはエレベーターを設置することとされておりますが、御代田駅は1日当たり1,500人程度であるため、この国土交通省の基準には該当しないことになります。高齢者や障害のある人、また妊産婦や乳幼児を連れた人など、全ての人にとって安全で円滑に、また快適に移動ができる駅施設となるよう、エレベーター施設によるバリアフリー

化も進めなければならないと考え、町としてエレベーターを設置できないか検討することとしております。

駅舎の建て替えやエレベーターを設置する場合、鉄道事業として取り扱うことが基本となるため、町が事業主体にはなれません。しなの鉄道が事業主体になります。また、鉄道事業に絡む補助金になるため、国への申請もしなの鉄道の側で行うこととなります。

仮に鉄道事業として実施され、町が費用負担をした場合、駅舎の建て替えだけでも数10億円単位です。エレベーター設置のみを見ても数億円単位で町が負担することになります。町がこれらの費用を一般財源で負担することは現実には難しいことから、都市構造再編集中支援事業の補助金をうまく活用することで、鉄道事業に含まない駅舎の一部を補助対象にできないか検討していく必要がございます。

今年度の令和5年度から令和9年度までの5年間実施する都市構造再編集中支援事業では、東原西軽井沢線の道路整備を中心に進めております。このため、新たな事業となる駅舎建て替えやエレベーター設置に伴う事業計画の変更については、国土交通省の審査の関係からも難しいということがございます。

今後、駅舎建て替えやエレベーター設置を別々に検討するのではなくて一体的に駅を整備するための検討が必要であり、国の補助事業を活用した整備にすることで、効率の面でも費用負担の面でも最適ではないかと考えられます。

この6月補正予算に計上させていただいております駅周辺整備検討業務委託では、駅や駅前を活用したにぎわいの創出、今後の駅の在り方を検討する取組を進め、御代田駅や駅周辺のまちづくり整備に向けた検討を進めていく上で必要となる基礎調査を実施したいと考えております。

駅舎建て替えやエレベーター設置は多額の予算が必要となることから、駅周辺整備検討業務による基礎調査や、しなの鉄道との今後の駅の在り方について検討を行ってまいり、令和10年度から14年度までの都市構造再編集中支援事業の次期計画に盛り込めるのかの検討を含めて検討を進めていきたいと考えております。

ということなのですが、やはり今エレベーターなどのバリアフリー化が進んでいないことで何が起きているかという、例えば、御代田の歯医者さんに行きたいんだけど、御代田で降りることができないので軽井沢に行くとか小諸に行くみたいなことも聞きます。やはり、駅舎がバリアフリー化できていないことで、見えない

潜在的な町としての損というか、町としての機会損失が随分起こっているんじゃないかなというのが、私が見ても思うところでありまして、できるだけ早い整備が、単に駅や駅周辺のにぎわいだけじゃなくて、御代田町の経済ですとか各種の第3次産業的サービスというか、そういったところにも強く影響を与えるものと思いますので、いたずらに遅くすることなく取り組んでまいれば幸いと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） ただいまの答弁頂きましたけれども、いずれにしても町の中心になる駅でありますので、将来的に使う人がいなくて全然栄えてこないというようなことのないような対策でやっていただきたいというふうに思います。

続いて、道路関係でありますけれども、開会の町長の挨拶の中に一部紹介されてきましたけれども、一つ目の、町単独の道路改良修繕の年3億円投入を継続する、それから2番目に、都市計画道路、東原西軽井沢線の着実な実施、3番目に、国庫補助事業の町道七口線、谷地沢線の早期完成、4番目に、国道、県道の歩道未整備区間の働きかけを強化する、5番目に、通学路への歩道整備、グリーンベルト設置の拡充など多くの課題がありますが、この5項目の優先順位と完成の期間についてお伺いいたします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えをいたします。

選挙公約の中でも特に道路関連の5つの主な項目立てのうち、どういう優先順位でやっていくのかというようなご趣旨と捉えてお答えさせていただきます。

幾つもの項目がありますけれども、この中で優先実施というのは、やはり国庫補助事業であろうと思います。そういうふうに考えて事業を進めております。国庫補助事業は、必要な費用の半額とか多くを国が肩代わりしてくれるわけにありますから、予算獲得に向けた活動が大事なのももちろんですし、国からの内示後の着実な事業実施も大変重要であります。

その中でも、都市計画道路東原西軽井沢線の整備は最優先と位置づけておりまして、今回の6月定例会に路線測量及び道路詳細設計等の補正予算案を計上しております。東原西軽井沢線の整備は、西軽井沢地区から西方面、南方面への避難路を確

保し、浅間山の噴火等に備えるとともに、町の中心エリアへの居住誘導等を図るための道路新設事業でありまして、国庫補助の都市構造再編集中支援事業を活用し、今年度から令和9年度までの5か年計画で1工区の竣工を目指し事業を進めてまいります。

優先項目の2番目としましては、継続実施しております七口線及び谷地沢大塚線の通学路における道路改良事業であります。令和4年に、その前の年だったでしょうか、千葉県の八街市で起こった非常に痛ましい大型車による小学生の死傷事故があったということでありまして、そういった状況を受けて国土交通省が個別補助事業として交通安全対策補助事業を新設しました。国からの予算も重点配分されることとなりまして、町でも当該補助事業を活用し、歩道設置も含めた道路拡幅工事を進めております。おかげさまで、七口線は予算獲得に関する活動を活発にやらせていただいて、それまでとは比べものにならないぐらいの予算もついた中で、今年度竣工予定とさせていただいております。既に付近を通行する方は、もうかなり道幅が広がっていることもご確認頂いておりますと思いますし、また歩道も整備されてきているということを確認できていると思います。

また、谷地沢大塚線は、今年度から用地交渉に入りまして、用地買収また建物の補償契約などを経まして、来年度、令和6年度から工事に着手し、予算が順調につけば令和7年度内の竣工を目指していくということにしております。

したがいまして、優先順位の1番目と2番目は、国の補助が入っている事業ということになります。

優先項目3番目としましては、町単独3億円の道路改良修繕事業であります。昨年度は、測量設計業務等で6路線に対し9,862万2,000円。また、実際の工事で計15路線、1億9,646万3,775円。全体事業費で2億9,508万6,475円実施しました。なかなか3億円という予算を積んでも結構予算というのは余ってしまうものなんですけれども、建設水道課の努力によりまして、可能な限り3億円ぎりぎりまで執行するように努めてもらいました。当初予定以上に改修が進んだということになろうかと思っております。今年度も当初予算で1億円、今回の6月定例会で2億円を増額補正をお願いしておりますので、計3億円で継続路線や地区要望路線等の整備を進めてまいります。

この1番、2番に国庫補助を置いて、3番にこの町単独を置いている一つの理由

なのですが、これは国庫事業のほうを、例えば事業量が多過ぎたときにどっちを我慢しなきゃいけないかというと、国庫補助がつくものを我慢しちゃうと国庫補助が減っちゃいますので、やはり国庫補助がつくもののほうを優先するべきだろうと。もし、仮に役場の中の手が回らなかったとか、もしくは町内の事業者さんがこの工事をやり切れるような状況でなくなってしまった、仕事量が多過ぎちゃって仕事が回らなくなってしまうということもあり得ます。そういったときには、やはり国庫補助のほうを優先させて、町単独のほうをセーブせざるを得ないのかなというふうに認識しております。この辺は、ちょっと今年国庫補助が逆につき過ぎたというか、たくさん頂けてしまったというありがたいことではあるんですけども、その分、もしかすると少し町単独のほうの予算の執行が遅れる可能性はあるものと認識しておりますので、またその際にはご説明申し上げたいと思います。

優先順位の4番目ですけれども、国道、県道の歩道未整備の働きかけの強化を挙げます。国道については、長野県道路整備期成同盟会や長野県町村会などを通して未整備箇所の要望を上げてきております。県道については、例年、長野県佐久建設事務所との意見交換会や、要望資料の提出などで未整備区間の要望活動を実施しております。伍賀地区の県道については、佐久・軽井沢間湯川左岸幹線道路改良促進期成同盟会において佐久市や軽井沢町とともに佐久建設事務所に出向き、要望活動を実施してきております。今年度もこれらの取組を継続し、国道や県道の早期改良を目指してまいります。

最後に、項目の5番目としては、歩道とグリーンベルトの設置を挙げてまいります。特に、通学路では可能な限り歩道整備を進めていきますけれども、宅地化が進行し歩道整備が難しい路線については、グリーンベルトの設置を順次進めてまいります。昨年度は、西軽井沢公民館前の町道上ノ林大久保線でグリーンベルトを設置しております。今年度も要望箇所を実施する予定であります。

以上、5項目について優先順位をつけて説明いたしました。いずれの事業も町にとって重要な事業であります。例えば4番目に挙げた国道、県道の歩道未整備区間についての働きかけは、感覚的な優先順位は4番目ではありますけれども、自ら実施する工事とは別ですので、ほかの事業進捗とは直接関係なく、しっかり進めることが可能であります。今後も地権者の方や地元区の皆様、町民の皆様からのご理解、ご協力を頂きながら事業を進めてまいります。工事期間中は皆様ご不便をおか

けしますけれども、何卒よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） ありがとうございます。道路環境の整備については、最近増えているゲリラ豪雨等による豪雨災害や地震火山の噴火などの災害発生時の避難道路として、災害から町民を守る大切なインフラ整備の一つだと思います。この計画の地名を見ると西軽井沢方面が多いと感じますが、最近では浅間山の振動数も増え、噴火が心配されつつあります。ハザードマップによる災害認定区域から避難道路としてレッドゾーンである清万、塩野、馬瀬口地区など、避難道路が早急に必要と思いますが、町としての考え方をお聞きします。

○議長（五味高明君） 小林建設水道課長。

（建設水道課長 小林 靖君 登壇）

○建設水道課長（小林 靖君） それでは、私からは避難道路としての道路改良の考え方についてお答えいたします。

ご質問のありました清万地区、塩野地区、馬瀬口地区、こちらは土砂災害警戒特別区域、いわゆるレッドゾーンが指定されている地域でございますが、避難道路としての定義づけ、これは難しく、地域の特性に応じた災害があります。当町でいえば、土砂災害であったり浅間山の大噴火であったり融雪型火山泥流、こういったとこの災害が挙げられると思いますけれども、こうした災害が発生した際に、特定の避難場所まで安全にかつ効率的に避難できる経路が避難道路であるというふうに考えております。

このような避難道路の整備、改良について、御代田町国土強靱化地域計画では、災害発生時に地域交通ネットワークが分断する事態を想定し、国道18号や主要地方道小諸軽井沢線、浅間山ラインですが、などこの主要な一時緊急輸送路の代替機能を持つ道路の整備を推進すると明記されています。この当該地区で、代替機能を持つ道路とすれば、三ツ谷清万線、ちょうど三ツ谷雀ヶ谷の信号から清万のほうへ向かう道路であったり、一里塚国道線、国道18号から一里塚世代間交流センターへ向かう道路であったり、三ツ谷普賢寺線、これはやまゆりラインです。ほかにも、塩野御代田停車場線、これはやまゆり公園の前の広い道路、それから塩野馬瀬口線、こちらは旧JA佐久浅間の小沼支所の前の道ですが、こういった幹線道路

が挙げられると思います。

これらの幹線道路については、既に整備済みでありますけども、この幹線道路に接続している、いわゆるその中の生活道路、こちらの整備が今後の地域交通のネットワークの構築も含めて、避難道路としての道路改良に大きく役立つのではないかとこのように考えております。

現在、国庫補助事業で道路改良を進めている塩野地区の川原田寺沢線や町単独3億円事業で実施している各地区の生活道路の改良は、幹線道路を結び避難道路としてのネットワークの構築につながる道路事業でもあるというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原春樹君 登壇）

○総務課長（荻原春樹君） 総務課からも避難道路についてお答えをいたします。

土砂災害警戒区域等の範囲内は、浅間山や森泉山、各河川など大きな視点で見た地形上、土砂災害が起きる可能性があるエリアとなっております。道路整備や砂防堰堤などのインフラ整備を進めても限界もあると考えております。

そこで、道路が使えるうちに避難するという考えが必要であると思います。

4月に配付しました防災マップやホームページでご自宅や職場などの位置が危険な場所か確認し、危険な場合は早めに避難していただく必要があります。

避難場所の開設は、まずエコールや小中学校を想定しています。そこまでの避難経路や手段を想定してみてください。

避難に関する情報は、防災無線やホームページ、町からのメール配信やツイッターでお知らせしますので、登録や確認をお願いいたします。

また、町からの一般的な啓発やインフラ整備だけでは不十分だと考えております。

住民の皆様が自分ごととして捉え、有事の際には動けるよう、地域の皆様の力が必要であります。

地区の取組を紹介させていただきますと、地区防災マップをつくっている地区がございます。地区防災マップでは、この地区ではこのルートで避難するなど、地区の特徴に応じて取るべき行動が書かれております。

現在、三ツ谷、平和台、塩野、清万、一里塚の5地区で作成済みであります。

町では、こういったマップの作成のほか、勉強会、地区の防災訓練のお手伝いをしておりますので、お声がけいただければと考えております。

これから梅雨や夕立など、出水期となります。普段から考えておくことで速やかに避難行動を取ることができます。

町民の皆様におかれましては、自分ごととして捉えて備えていただくようお願いしたいかと思っております。

以上です。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 災害発生時に被害を最小限に食い止めるためには、避難するための道路整備が最優先と思いますが、先送りしないで早急に計画し、実行していただきたいと思っております。

次に、2件目の質問に移ります。

御代田町農業振興事業補助金交付要項について伺いをいたします。

御代田町農業振興事業補助金交付と補助対象に該当する事業の実績も含め説明を求めます。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

（産業経済課長 金井英明君 登壇）

○産業経済課長（金井英明君） お答えいたします。

御代田町農業振興事業に関する補助金は、御代田町補助金等交付規則及び御代田町農業振興事業補助金交付要綱に基づき、農業の振興を図ることを目的に、農業者及び農業振興のために組織された農業者団体が行う事業に対する費用の2分の1を超えない額と定められております。

農業用施設に関する補助対象事業は、農道整備、農業用排水路整備、畑地かんがい設備整備など、国及び県が実施する土地改良事業等補助金交付要項及び土地改良事業経費負担に関する内規に基づき、補助金を交付しております。

昨年の馬瀬口の大原赤沼地区の深井戸ポンプ工事を実施したほか、過去10年の畑地かんがい施設に関する更新工事は11件で、事業費2,010万円ほどの事業を実施しております。

主な工事内容は、深井戸ポンプ交換工事4件、送水管工事3件、施設の屋根補修工事1件、電気設備など付帯設備工事3件です。

事業費の2分の1を町からの補助金、残りの事業費を各かん水組合が支出しております。

以上です。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） 御代田町の基幹産業である農業は、水稻と野菜が多くを占めています。

冷涼な気候に恵まれた御代田産の野菜は、全国的にも高品質で評価もよく、他産地より有利販売されています。これらの野菜生産を計画的にかつ安定的に生産するには、畑地かん水が必要不可欠となっています。

先人の努力により、各地区のかん水施設が充実しており、昭和、平成、令和と長い年月、安定生産と品質の維持に大変貢献してきました。

しかし、使用開始から50年を超える施設もあり、老朽化が進み、故障の回数が増加してきています。

コロナ禍での農産物の価格の低下や肥料、生産資材、燃料等の高騰により、農家所得は極めて落ち込み、再生産する資金も厳しくなりつつあります。

このような状況であります。各かん水組合は、組合員が協力し合い、維持管理をして運用しています。基幹産業である農業を持続可能にするための考えをお伺いします。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

（産業経済課長 金井英明君 登壇）

○産業経済課長（金井英明君） お答えいたします。

中山間地域直接支払事業や多面的機能支払事業、またそば生産補助事業は、農業の基盤となる農地の維持と農地を農地として継続させる事業でありますので、引き続き、支援してまいります。

また、農業経営基盤強化促進法の改正に基づき、地域の農業を維持、発展していくための地域計画を策定することになっております。

主に後継者の決まっていない農地については、農業委員会と地元農業者との協議により地域の農業者の誰がその農地を引き継ぎ、農業を続けていくかなど、将来に向けた地域計画を策定し、実行していくことが地域農業の将来を築く上で重要なことと考えております。

また、新型コロナウイルスなど、世界情勢の影響による燃油、肥料などの物価高騰が長引き、農業経営を圧迫しているため、農業者の経営支援を目的に令和2年度から新型コロナウイルスに関連する給付金事業を実施してまいりました。

昨年度は、令和3年農業収入100万円以上の農業者に対し、収入額に応じて給付金事業を実施し、161件の農業者に支給してまいりました。

本年度は、農業者のほかに、かん水組合が所有する深井戸ポンプの電気料金にも影響があることから、かん水組合に対しても給付金事業を実施する予定です。

町としましても、基幹事業である農業を今後も持続可能な産業としていくため、支援していきたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） かん水組合では、計画的に修理や故障について把握し、予知することが難しく、故障して運転ができなくなってから急遽、修理をしていることが実態です。消耗品や軽い故障は日常的に確認しながら、部品交換やオーバーホールをして対応しています。

取水ポンプ関係や送水ポンプ関係は、事前に入手することが大変難しく、事前の準備がなかなかできません。また、緊急性も高く、特殊産業のため業者も限られています。

そこで、かん水施設の申請について簡略化して、そのとき作業していただける業者の見積りで申請可能に、また補助金も現在、最大で事業経費の50%補助となっていますが、補助金について、増額の考えについてお聞きします。

○議長（五味高明君） 金井産業経済課長。

（産業経済課長 金井英明君 登壇）

○産業経済課長（金井英明君） お答えいたします。

日常的な部品交換などの軽微な修繕については、各かん水組合で維持管理している事業者などから見積りを取り、かん水組合の会計から支出いただいております。

大規模な事業費を要する深井戸ポンプ交換工事のように、国や町などからの補助金を充てて実施する事業については、競争性や公平性、透明性のある適正な入札を実施していただく必要があります。

町の財務規則では、見積書を徴して随意契約できる工事費は130万円未満であるため、130万円を超える工事については、入札において受注者を決めます。

入札を実施するには、予算の確保や設計書の作成など、事前準備に日数がかかるため計画的な実施が求められます。

町では、事前準備や設計書の作成、入札事務、施工管理、竣工検査の立会いなど補佐させていただいております。

町内のかん水組合は、塩野、馬瀬口、児玉、草越など10の組合があり、昨年から各かん水組合と連携して畑地かんがい施設台帳の整備を進めております。

施設台帳を整備することで、交換時期などの周期的な計画とそれにあわせて補助率が有利な国・県の事業を計画的に進められると考えております。

現時点では、令和7年度から深井戸ポンプ交換工事を1か所予定しております。

こちらは国・県が支援する土地改良施設維持管理適正化事業で、補助率が国30%、県30%、かん水組合が40%を負担するものでございます。

研究的に実施する町の補助事業を利用するよりは、計画的に実施することで補助率の有利な国と県の事業が利用できます。

これらの補助金を活用いただき、的確に整備補修を実施することで、施設の機能保全が図られればと考えております。

町単独で実施する補助率につきましては、御代田町補助金等交付規則により、費用の2分の1を超えない額と定められておりますので、補助率の見直しについては考えておりません。

以上です。

○議長（五味高明君） 山本今朝和議員。

○1番（山本今朝和君） この制度につきましては、農業経営者にとって重要な制度であります。基幹産業である農業を維持するために、さらに充実した制度設定を引き続き検討していただきたいと思っております。

以上で、通告6番、議席番号1番、山本今朝和の一般質問を終了いたします。

○議長（五味高明君） 以上で、通告6番、山本今朝和議員の通告の全てを終了します。

これにて本日の議事日程を終了します。

明日は、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

散 会 午 後 4 時 2 1 分